

目 次

第1号（3月3日）

告 示	1
応招議員	1
議事日程	2
本日の会議に付した事件	3
出席議員	4
欠席議員	4
事務局職員出席者	4
説明のため出席した者の職氏名	4
開 会	5
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸般の報告	7
議案第1号 令和4年度津奈木町一般会計補正予算（第5号）	7
議案第2号 令和4年度津奈木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）	18
議案第3号 令和4年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）	19
議案第4号 令和4年度津奈木町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）	19
議案第5号 令和4年度津奈木町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）	20
議案第6号 津奈木町個人情報保護法施行条例の制定について	21
議案第7号 津奈木町個人情報保護審査会条例の制定について	21
議案第8号 津奈木町立幼稚園の閉園に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につ いて	21
議案第9号 津奈木町報酬及び費用弁償条例及び津奈木町附属機関の設置に関する条 例の一部改正について	21
議案第10号 津奈木町職員の定数に関する条例の一部改正について	21
議案第11号 津奈木町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	21
議案第12号 津奈木町国民健康保険税条例の一部改正について	22
議案第13号 つなぎ美術館の設置及び管理運営に関する条例の一部改正について	22
議案第14号 津奈木町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の 一部改正について	22

議案第15号	津奈木町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部改正について	2 2
議案第16号	津奈木町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基 準を定める条例の一部改正について	2 2
議案第17号	津奈木町国民健康保険条例の一部改正について	2 2
議案第18号	津奈木町簡易水道条例の一部改正について	2 2
議案第19号	令和5年度津奈木町一般会計予算	2 2
議案第20号	令和5年度津奈木町国民健康保険事業特別会計予算	2 2
議案第21号	令和5年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計予算	2 2
議案第22号	令和5年度津奈木町簡易水道事業特別会計予算	2 2
議案第23号	令和5年度津奈木町介護保険事業特別会計予算	2 2
議案第24号	令和5年度津奈木町恒久対策事業特別会計予算	2 2
議案第25号	令和5年度津奈木町宅地造成事業特別会計予算	2 2
議案第26号	工事請負契約の締結について	2 8
議案第27号	熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変 更について	2 8
散 会		2 9

第2号（3月14日）

議事日程		3 1
本日の会議に付した事件		3 1
出席議員		3 1
欠席議員		3 1
事務局職員出席者		3 1
説明のため出席した者の職氏名		3 1
開 議		3 6
一般質問		3 6
4番 本山 真吾君		3 6
3番 宮嶋 弘行君		4 9
2番 新立 啓介君		5 6
7番 久村 昌司君		6 3
散 会		6 7

第3号（3月17日）

議事日程	69
本日の会議に付した事件	70
出席議員	71
事務局職員出席者	71
説明のため出席した者の職氏名	71
開 議	72
議案第6号 津奈木町個人情報保護法施行条例の制定について	72
議案第7号 津奈木町個人情報保護審査会条例の制定について	72
議案第8号 津奈木町立幼稚園の閉園に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につ いて	72
議案第9号 津奈木町報酬及び費用弁償条例及び津奈木町附属機関の設置に関する条 例の一部改正について	72
議案第10号 津奈木町職員の定数に関する条例の一部改正について	72
議案第11号 津奈木町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	72
議案第12号 津奈木町国民健康保険税条例の一部改正について	72
議案第13号 つなぎ美術館の設置及び管理運営に関する条例の一部改正について	72
議案第14号 津奈木町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の 一部改正について	72
議案第15号 津奈木町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部改正について	72
議案第16号 津奈木町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基 準を定める条例の一部改正について	72
議案第17号 津奈木町国民健康保険条例の一部改正について	72
議案第18号 津奈木町簡易水道条例の一部改正について	72
議案第19号 令和5年度津奈木町一般会計予算	72
議案第20号 令和5年度津奈木町国民健康保険事業特別会計予算	72
議案第21号 令和5年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計予算	72
議案第22号 令和5年度津奈木町簡易水道事業特別会計予算	72
議案第23号 令和5年度津奈木町介護保険事業特別会計予算	72
議案第24号 令和5年度津奈木町恒久対策事業特別会計予算	72

議案第25号 令和5年度津奈木町宅地造成事業特別会計予算	7 2
発議第1号 津奈木町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について	8 9
発議第2号 津奈木町議会委員会条例の一部改正について	8 9
議員派遣の件	9 0
議会運営委員会の閉会中の継続調査の件	9 0
総務振興常任委員会の閉会中の継続調査の件	9 1
教育住民常任委員会の閉会中の継続調査の件	9 1
同意第1号 津奈木町監督委員の選任同意について	9 1
同意第2号 津奈木町副町長の選任同意について	9 2
閉 会	9 3
終 了	9 5
署 名	9 6

津奈木町告示第6号

令和5年第1回津奈木町議会定例会を次のとおり招集する。

令和5年2月3日

津奈木町長 山田 豊隆

- 1 期 日 令和5年3月3日
 - 2 場 所 津奈木町議会本会議場
-

○開会日に応招した議員

大川 貴哉君	新立 啓介君
宮嶋 弘行君	本山 真吾君
上村 勝法君	澤井 静代君
久村 昌司君	柳迫 好則君
村上 義廣君	川野 雄一君

○3月14日に応招した議員

○3月17日に応招した議員

○応招しなかった議員

令和5年 第1回(定例)津奈木町議会会議録(第1日)

令和5年3月3日(金曜日)

議事日程(第1号)

令和5年3月3日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第1号 令和4年度津奈木町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第5 議案第2号 令和4年度津奈木町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第6 議案第3号 令和4年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第7 議案第4号 令和4年度津奈木町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第8 議案第5号 令和4年度津奈木町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第9 議案第6号 津奈木町個人情報保護法施行条例の制定について
- 日程第10 議案第7号 津奈木町個人情報保護審査会条例の制定について
- 日程第11 議案第8号 津奈木町立幼稚園の閉園に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第12 議案第9号 津奈木町報酬及び費用弁償条例及び津奈木町附属機関の設置に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第10号 津奈木町職員の定数に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第11号 津奈木町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第12号 津奈木町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第16 議案第13号 つなぎ美術館の設置及び管理運営に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第14号 津奈木町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第18 議案第15号 津奈木町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第19 議案第16号 津奈木町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第20 議案第17号 津奈木町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第21 議案第18号 津奈木町簡易水道条例の一部改正について

- 日程第22 議案第19号 令和5年度津奈木町一般会計予算
日程第23 議案第20号 令和5年度津奈木町国民健康保険事業特別会計予算
日程第24 議案第21号 令和5年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計予算
日程第25 議案第22号 令和5年度津奈木町簡易水道事業特別会計予算
日程第26 議案第23号 令和5年度津奈木町介護保険事業特別会計予算
日程第27 議案第24号 令和5年度津奈木町恒久対策事業特別会計予算
日程第28 議案第25号 令和5年度津奈木町宅地造成事業特別会計予算
日程第29 議案第26号 工事請負契約の締結について
日程第30 議案第27号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部
変更について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 議案第1号 令和4年度津奈木町一般会計補正予算（第5号）
日程第5 議案第2号 令和4年度津奈木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
日程第6 議案第3号 令和4年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）
日程第7 議案第4号 令和4年度津奈木町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）
日程第8 議案第5号 令和4年度津奈木町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
日程第9 議案第6号 津奈木町個人情報保護法施行条例の制定について
日程第10 議案第7号 津奈木町個人情報保護審査会条例の制定について
日程第11 議案第8号 津奈木町立幼稚園の閉園に伴う関係条例の整備に関する条例の制定に
ついて
日程第12 議案第9号 津奈木町報酬及び費用弁償条例及び津奈木町附属機関の設置に関する
条例の一部改正について
日程第13 議案第10号 津奈木町職員の定数に関する条例の一部改正について
日程第14 議案第11号 津奈木町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
日程第15 議案第12号 津奈木町国民健康保険税条例の一部改正について
日程第16 議案第13号 つなぎ美術館の設置及び管理運営に関する条例の一部改正について
日程第17 議案第14号 津奈木町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部改正について

- 日程第18 議案第15号 津奈木町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第19 議案第16号 津奈木町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第20 議案第17号 津奈木町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第21 議案第18号 津奈木町簡易水道条例の一部改正について
- 日程第22 議案第19号 令和5年度津奈木町一般会計予算
- 日程第23 議案第20号 令和5年度津奈木町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第24 議案第21号 令和5年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第25 議案第22号 令和5年度津奈木町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第26 議案第23号 令和5年度津奈木町介護保険事業特別会計予算
- 日程第27 議案第24号 令和5年度津奈木町恒久対策事業特別会計予算
- 日程第28 議案第25号 令和5年度津奈木町宅地造成事業特別会計予算
- 日程第29 議案第26号 工事請負契約の締結について
- 日程第30 議案第27号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

出席議員（10名）

1番 大川 貴哉君	2番 新立 啓介君
3番 宮嶋 弘行君	4番 本山 真吾君
5番 上村 勝法君	6番 澤井 静代君
7番 久村 昌司君	8番 柳迫 好則君
9番 村上 義廣君	10番 川野 雄一君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 山下 浩一君

説明のため出席した者の職氏名

町長	山田 豊隆君	副町長	林田 三洋君
教育長	塩山 一之君	総務課長	吉澤 信久君
政策企画課長	荒川 隆広君	建設課長	下川 秀美君
農林水産課長	坂本 輝一君	住民課長	諫山 吉光君
ほけん福祉課長	葦浦 祐一君	教育課長	岡松 辰哉君
会計課長	財部 大介君		

午前10時00分開会

○議長（川野 雄一君） 皆さん、おはようございます。ただいまから令和5年第1回津奈木町議会定例会を開会致します。

第1回定例会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、議員各位には公私ともに御多忙の中、御出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

本定例会は、令和5年度当初予算をはじめ、令和4年度補正予算のほか、条例の制定並びに一部改正など多くの議案が上程されており、これらを審議する重要な会議であります。諸議案は多種多様にわたっていることから、会期も長期間予定をされております。

本年5月に2類から5類に引下げが予定されている新型コロナウイルス感染症対策や、令和2年7月豪雨災害に関する復旧関連事業など、執行部各位におかれましては、このような中での新年度予算編成であり御苦労も多かったと思われまます。

これらを踏まえた新年度予算に係る施政方針等については、後ほど町長から詳しい説明があると思われまますが、議員と致しましては、さらなる検討を加え、町民の切望をする諸施策を町政運営に反映すべく十分な審議をされ、よりよい政策の実現につなげていきたいと考えております。

議員各位におかれましては、長期間の会期となりますので、体調管理に御配慮を頂き、適正妥当な議決になりますようお願いを申し上げ、開会の御挨拶と致します。

ここで、町長からの発言の申出があつておりますので、これを許します。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 皆様、おはようございます。議長のお許しを頂きましたので、一言御挨拶を申し上げます。

本日、令和5年第1回津奈木町議会定例会を招集致しましたところ、議員の皆様におかれましては、全員お元気にて本定例会に御出席を賜り、誠にありがとうございます。令和5年も全力でそれぞれの事業に取り組んでまいり所存でございます。詳しくは、令和5年度主要施策説明で述べることと致しますが、今後とも議員の皆様のお力添えをよろしくお願い致します。

さて、令和5年度の国家予算は114兆3,812億円と、11年連続で過去最大を更新しました。そのうち、歳入の3割は国債等の発行による借金で、再び将来の世代に重い負担がかかる

こととなります。

新型コロナウイルスの影響に加え、ウクライナ危機による防衛費の増額、社会保障費の増額等、国の課題は山積みとなっております。解決の道が開けていません。細かい政治の言動にとらわれてばかりおらず、戦後日本が築き上げてきた経済成長の原動力が、今こそ再び必要なときではないかと思えてなりません。

本町に目を向けてみますと、令和2年7月豪雨による災害からの復旧もやがて3年を迎え、途中、新型コロナや赤潮被害への対応を行いながら、国や県の補助を有効に活用し、事業を展開してまいりました。議員の皆様方からも強いお力添えを頂き、順調に進めることができましたことに、改めて御礼申し上げたいと思います。

しかしながら、津奈木町の振興はいまだ道半ばです。企業誘致や観光資源の開発など、津奈木経済に大きな効果を生み出す新たな施策も、今後展開していかなければなりません。元気で活力のある町をつくるために、今後とも議員の皆様のお支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

この冬は、雪による交通障害等もあり、例年より冷え込みが厳しかったように思います。ようやく春を迎え、ツバキの花が咲き、桜のつぼみも大分膨らんでまいりました。まもなくすると、満開の桜が町を彩ってくれることと思います。

本定例会に上程致しました案件は、令和5年度当初予算をはじめ、条例改正等、非常に重要な案件でございます。長い定例会になると思いますが、十分なる御審議をお願い申し上げまして、御挨拶に代えさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（川野 雄一君） これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（川野 雄一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、7番、久村昌司君、8番、柳迫好則君を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（川野 雄一君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、さきで開催されました議会運営委員会において、本日から3月17日までの15日間との答申を頂いております。よって、本日から3月17日までの15日間と致したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から3月17日までの15日間に決定致しました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（川野 雄一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

1 2月14日から16日までの3日間、第4回定例会を開催。

1 2月20日、水俣芦北広域行政事務組合議会定例会が水俣芦北広域行政事務組合講堂で開催され、議長、副議長出席。

2月6日、熊本県後期高齢者医療広域連合議会定例会が熊本県市町村自治会館で開催され、議長出席。

2月9日、議会全員協議会を開催。

2月22日、熊本県町村議会議長会定期総会が熊本県市町村自治会館で開催され、議長出席。

2月24日、議会運営委員会を開催、また代表監査委員より12月から2月に実施されました例月出納検査の結果報告があっております。

以上で、諸般の報告を終わります。

引き続き、全国町村議会議長会並びに熊本県町村議会議長会から、自治功労者として表彰されました議員に対し、表彰状の伝達を行います。

全国町村議会議長会表彰は、在職27年以上の議員に対する表彰であります。熊本県町村議会議長会表彰は、正・副議長として7年以上の正・副議長に対する表彰です。

被表彰者は、全国町村議会議長会表彰、村上義廣君。熊本県町村議会議長会表彰、川野雄一です。以上2名であります。

順次表彰を行いますので、被表彰者は前へお進みください。

〔表彰状伝達〕

○議長（川野 雄一君） 以上をもちまして表彰伝達を終了します。

日程第4. 議案第1号 令和4年度津奈木町一般会計補正予算（第5号）

○議長（川野 雄一君） 日程第4、議案第1号令和4年度津奈木町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 議案第1号令和4年度津奈木町一般会計補正予算（第5号）について、歳出の主なものから御説明申し上げます。

総務費の一般管理費では、社会保障・税番号制度システム改修委託料を実績に合わせ減額致しております。

財産管理費では、ふるさと納税寄附金を寄附目的に合わせて有効に活用するため、ふるさと応援基金積立金を計上致しております。

企画費では、地域おこし協力隊インターン事業の実績がなかったため、報償費及び委託料を減額し、地域おこし協力隊の募集も2名が定員に達しなかったため、活動業務委託料及び活動助成金を減額致しております。また、生活交通維持・活性化総合補助金を実績に合わせて減額致しております。

地域振興費では、ふるさと納税寄附金の見込みに合わせ、返礼品に係る報償費を減額し、推進業務に係る各種費用を増額致しております。

美術館費では、3階展示室の空調機故障により、本体更新工事費を計上致しております。

民生費の社会福祉総務費では、価格高騰緊急支援給付金を実績に合わせて減額致しております。

障害者福祉費では、障害福祉サービス費等を見込みに合わせ減額し、児童福祉総務費では、出生祝い金及び障害児保育事業補助金を見込みに合わせて減額致しております。

児童措置費では、私立保育所等運営委託費及び児童手当を見込みにより減額し、新たに令和4年度中に出生する子供及び妊娠期にある方へ、給付金を給付する出産・子育て応援給付金を計上致しております。

衛生費の保健衛生総務費では、妊婦健康診査委託料、養育医療扶助費及び子ども医療費助成金を見込みに合わせて減額致しております。

予防費では、新型コロナウイルスワクチン接種委託料及び予防接種委託料を見込みに合わせて減額致しております。

環境衛生費では、合併浄化槽設置補助金を見込みに合わせて減額致しております。

農林水産業費の農業委員会費では、農地利用最適化交付金の活動・成果実績分が増額となったことに伴い、報酬を増額致しております。

農業振興費では、有害鳥獣捕獲頭数の増加に伴い報償金を増額し、耕作放棄地解消・発生防止基盤整備補助金は、実績がなかったため減額致しております。

林業振興費では、森林整備事業を補助金等から委託料へ組み替える費用を計上し、森林環境保全直接支援事業では、委託料を見込みに合わせ減額、林業用機械等購入補助金は、実績に合わせて減額し、新たに高性能林業機械整備のための林業・木材産業生産性強化対策事業補助金を計上致しております。

水産業振興費では、水産基盤整備交付金事業補助金、漁船エンジン更新等事業補助金、水産業用機械等購入補助金をそれぞれ見込みに合わせて減額致しております。

商工費では、新型コロナウイルス対策営業時短要請協力負担金及び小規模事業者総合支援補助金を実績に合わせ減額し、観光費では小規模宿泊施設整備促進補助金を実績がなかったため減額致しております。

土木費の土木総務費では、残土処理場管理業務委託料を見込みに合わせ減額し、戸建て木造住宅耐震改修等事業補助金、土砂災害危険住宅移転促進事業補助金、宅地復旧補助金、私道復旧補助金を実績がなかったため減額致しております。

道路維持費では、浜崎地区貝塚里道の路肩部が降雨により崩壊しているため、補修工事費を計上致しております。

道路新設改良費では、町道町原線道路改良事業について、国庫補助金を活用し実施するための設計費用を新たに計上し、工事費については、国庫補助金の内示額に合わせて減額致しております。

河川総務費では、染竹川護岸改修工事を実績に合わせ減額し、荒崎川護岸改修工事を見込みに合わせて減額しております。

住宅管理費では、町営住宅シロアリ防除委託料を実績に合わせ減額し、町営住宅及び定住促進住宅の換気扇設置工事についても実績に合わせ、それぞれ減額致しております。

消費費の消防施設費では、県道深川津奈木線及び町道町原線改良工事の事業計画見直しにより、消火栓設置工事を減額し、防災行政無線基本設計業務委託料を実績に合わせて減額致しております。

教育費の保健体育総務費では、新型コロナウイルス感染拡大に伴う町民体育祭等の各種行事の中止により、報償費を減額し、県民体育祭水俣芦北大会実行委員会負担金についても、大会の中止により減額致しております。

災害復旧費の道路橋梁災害復旧費では、道路橋梁補助災害復旧工事を見込みに合わせ減額し、河川災害復旧費では、物価高騰等により河川補助災害復旧工事費を増額致しております。

続きまして、歳入について御説明申し上げます。

町税の固定資産税では、新幹線特例の適用終了に伴い、見込みに合わせ増額致しております。

普通交付税では、地方交付税法等の一部改正により、追加交付分を増額致しております。

分担金及び負担金の民生費負担金では、津南保育園保育料を見込みに合わせ増額し、使用料及び手数料の土木使用料では、残土処理場使用料を見込みに合わせて減額致しております。

国庫支出金及び県支出金では、交付決定額及び見込みに合わせ、各種負担金・補助金を増減するなどの調整を致しております。

財産収入の不動産売払収入では、桜戸地区の町有地売却に伴い、土地売却収入を増額し、生産物売払収入では、染竹地区の町有林2.29ヘクタールを皆伐し、立木を売却したため、売払収

入を増額致しております。

寄附金では、ふるさと納税寄附金を見込みに合わせ増額致しております。

繰入金では、財政調整基金を減額致しております。

諸収入の雑入では、熱帯果樹振興協議会の前年度負担金について、災害等の影響により未執行となった事業費分の負担金返還金を計上し、前年度水俣芦北広域行政事務組合負担金の確定に伴い、精算返還金を計上致しております。

第2表繰越明許費は、災害復旧事業をはじめ、赤潮被害経営再建緊急支援事業補助金など35事業につきまして、年度内完了ができませんので、令和5年度へ繰り越すものでございます。

第3表の債務負担行為は、議会会議録作成委託料及び公共工事積算システム借上料について、年度内契約を行い、継続してシステムを使用するためのものでございます。

第4表の地方債補正は、各種事業や実績財源組替えによる変更でございます。

歳入歳出補正総額は1,060万円の増額で、予算の総額を歳入歳出それぞれ46億9,070万円と致しております。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川野 雄一君） 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。

歳入は14ページから19ページ、歳出は20ページから31ページです。

歳出から質疑を行います。20ページ、21ページ。質疑ございませんか。5番、上村勝法君。

○議員（5番 上村 勝法君） 5番、上村です。20ページの5番で、財産管理費のふるさと応援基金積立金1億2,500万とありますが、その辺りの今後のどのように利用されるのか、使用目的をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（川野 雄一君） 政策企画課長、荒川隆広君。

○政策企画課長（荒川 隆広君） ふるさと応援基金の使用目的ということでお答えを致します。

基金の用途につきましては、条例を9月に制定させていただきまして、津奈木町振興計画に掲げる事業、また、その他目的達成のために町長が必要と認める事業ということで、条例化しております。

各ふるさと納税のポータルサイトでは、さらにそこを細分化しまして、「安心安全に暮らせる津奈木町」や「子どもから高齢者まで生き生きと暮らせる津奈木町」など、8項目を設定を致しております。それぞれに基金が集まってまいりますので、本年度は積立てを行いまして、令和5年度からその事業用途に基づきまして使用していくということで考えております。

以上です。

○議長（川野 雄一君） ほかにございませんか。20ページ、21ページです。6番、澤井静代君。

○議員（6番 澤井 静代君） 6番、澤井です。21ページの美術館費で、工事請負費展示室空調機器更新工事438万9,000円が計上されておりますが、支出に関しましては、極力、当初予算でできるものは当初予算で計上してほしいというのをお願いしておりますが、この経緯です、どうしてこの3月予算に計上になったのか、そしてその、もちろんその今度は繰越明許費の中の35事業の中の一つにも入っていますが、そこら付近の説明をお願い致します。

○議長（川野 雄一君） 政策企画課長、荒川隆広君。

○政策企画課長（荒川 隆広君） お答えを致します。

3階の展示室の空調機が昨年12月に故障を致しまして、現在稼働していない状況です。空調機は、平成13年の開館当時に設置をしたもので修理部品もないことから、現状のままでは温度や湿度を適正に管理できず、また春以降の作品管理や鑑賞環境にも支障が出るということで、早急な対応が必要であったため、今回工事費を計上させていただいたところです。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 6番、澤井静代君。

○議員（6番 澤井 静代君） 当初予算の時期に間に合わなかったと捉えていいんですね。

○議長（川野 雄一君） 政策企画課長、荒川隆広君。

○政策企画課長（荒川 隆広君） 澤井議員おっしゃるとおり、当初予算ではそこからの施工になってしまいますので、急急ではありますけれども、今回の補正に乗せさせていただいて、早急に対応したいと考えています。

以上です。

○議長（川野 雄一君） ほかにございませんか。

それでは22ページ、23ページ。次、ありませんか。それでは24ページ、25ページ。8番、柳迫好則君。

○議員（8番 柳迫 好則君） 8番、柳迫です。24ページの2番の児童措置費で、扶助費で出産・子育て応援給付金190万と計上が出ておりますけれども、この給付金の内訳をお聞かせください。

○議長（川野 雄一君） ほけん福祉課長、葦浦祐一君。

○ほけん福祉課長（葦浦 祐一君） 今回の給付金につきましては、全ての妊娠、子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境を整備することを目的に、国が創設しました出産・子育て応援給付金となります。

町では母子手帳交付時に5万円、出生後母親と面談等を行ったときなどに5万円を給付するというようにしております。対象世帯としましては、出生を16名、妊娠期見込みで6名ということで、予算要求をしております。

以上です。

○議長（川野 雄一君） ほかにございませんか。1番、大川貴哉君。

○議員（1番 大川 貴哉君） 1番、大川です。24ページの児童福祉総務費の出生祝い金で140万円の減額ということですが、これだけ余るのならば、1人当たりの金額を増額を考えたり、新たな施策を考えられるのではないかと思いますけれども。伺います。

○議長（川野 雄一君） ほけん福祉課長、葦浦祐一君。

○ほけん福祉課長（葦浦 祐一君） 当初では、30名を見込んで、お一人10万円ということで計上しておりますけれども、今後の予定ということになりますと、まだ財源等の人数もこれから子育てというか、出産を増やしていく施策のほうを充実させるほうがよろしいのかなと思いますので、その10万円の変更については、今のところは検討はしておりません。

○議長（川野 雄一君） 1番、大川貴哉君。

○議員（1番 大川 貴哉君） これから新しい政策というのを考えると、町長の意見を伺いたいと思いますけれども、よろしく願います。

○議長（川野 雄一君） 町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 今、当初予算で30名を見込んでいたということであるけれども少なくとも、それはもう結果論でございますので、最初から少なくして、あるいはほかを言ったらちょっと乱暴な気が致しますし、また少なくなったらちょっと余ります。ほかの事業を削ったとかいろいろ操作をしておりますので、そちらのほうを充実するとか、全体的に考えていきたいというふうに考えております。

○議長（川野 雄一君） ほかにございませんか。24、25。それでは26ページ、27ページ、質疑ございませんか。4番、本山真吾君。

○議員（4番 本山 真吾君） 26ページの農林水産業費の中で有害鳥獣捕獲報償金が100万円上がっておりますが、このことについてちょっと詳しく教えてください。

○議長（川野 雄一君） 農林水産課長、坂本輝一君。

○農林水産課長（坂本 輝一君） 有害鳥獣捕獲報償金については、当初予算としては150万、捕獲頭数で258頭程度で計画をしておりましたけれども、本年度は、有害鳥獣の被害がかなり増加をしております、地域住民等からの対策等も求められておりますので、今回、実績等を勘案して、不足分を補正するものでございます。実績見込みと致しましては、イノシシ、鹿で390頭とアナグマ80頭、計の250万円ほどを全体では予定をしております。

以上になります。

○議長（川野 雄一君） 4番、本山真吾君。

○議員（4番 本山 真吾君） 昨日ですね、文化センターのほうで主に森林関係の絡みもあって、

有害鳥獣駆除の対策の勉強会ということで、県の林務課ですか、を中心にそれと農業の普及指導課の県の担当者の方も来られて、約50人近かったと思いますけれども、その中でありました。非常に水俣も芦北も12月の一般質問で有害鳥獣に関しては出ているので、県としても真剣に取り組むような形で言われたんですが、今現在ですね、この100万円補正に入れられておりますけれども、従事している捕獲員ですね、猟友会の方は結局補助金をもらえないような状態で遅れておりますので、前回の定例会のときに上村議員のほうからですね、農機具のそのとか農機具じゃなかった、電柵の補正とかは早めにとか、多めにしてくれんかというような感じでも言われておりますし、私も町長判断でですね、こういうことはなるべく早めに支払ってもらったほうが、捕獲員の方々のやる気にもつながりますので、今回はこれでということですが、次回からはちょっと考えていただきたいなと思うところでもあります。どうでしょうか。

○議長（川野 雄一君） 町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 本山議員もいろいろ定例会で仰っていますので、検討していきたいなというふうに考えております。

○議長（川野 雄一君） 検討されるそうです。ほかにございませんか。3番、宮嶋弘行君。

○議員（3番 宮嶋 弘行君） 3番、宮嶋です。林業振興費の中でですね、森林整備事業委託料というのを内容を452万円上がっていますけど内容をお知らせください。

○議長（川野 雄一君） 農林水産課長、坂本輝一君。

○農林水産課長（坂本 輝一君） この森林整備事業委託料につきましては、当初森林整備事業補助金ということで、財源としては、森林環境譲与税を活用した私有林等の整備を図るということを中心に、補助金のほうで計上しておりましたけれども、事業の実施上、委託料に組み替えてやったほうが効率的だということで、今回この組替えに至っております。事業内容につきましては、先ほど申しましたように民有林の森林整備を推進していくということになっております。

以上になります。

○議長（川野 雄一君） 3番、宮嶋弘行君。

○議員（3番 宮嶋 弘行君） 今、説明にありましたように本当にですね、今の森林状況というのは、そういう整備がですね、非常に大切かなと思っています。ただですね、私が心配するのはやっぱりいつも、もう今、各山が今伐採されています。そういう面ですね、後の整備というのもやっぱり十分やっていただかないと、やっぱり住民の方もですね、すごく心配されているところがありますので、そういう今後のですね、そういう整備の内容をですね、しっかりと精査していただきたいなと思っていますのでよろしくお願いします。

○議長（川野 雄一君） 5番、上村勝法君。

○議員（5番 上村 勝法君） 5番、上村です。27ページの水産業振興費で漁船エンジン更新

等事業補助金並びに水産業用機械等購入補助金で、マイナスになっておりますが、今漁協あたりでもですね、なかなか経営していくのにもう苦慮されていると思いますが、その中でせつかくのこの補助金がですね、活用されていない、マイナスになった原因は何なのか、そして今後また、よりよく補助金を利用してもらうために、今後どのように考えていただけるかお聞きしたいと思えます。

○議長（川野 雄一君） 農林水産課長、坂本輝一君。

○農林水産課長（坂本 輝一君） お答えを致します。

漁船エンジン等更新等事業補助金につきましては、昨年の段階で漁協等のヒアリング等を行いまして、希望調査に基づいて予算を計上しておりましたけれども、実績のほうが2件程度しかできないということで、減額を致しております。

また、水産業用機械等購入補助金につきましては、6月補正によりまして、各機械等に対する助成を新設をしましたがけれども、実績見込み等において実績として6件、繰越しを150万程度見込んだところで、150万ぐらいの減額を上げております。この減った理由につきましては、水産業の水揚げとかがかなり減っておりまして、漁業者の負担がやっぱり発生しますので、なかなかそちらのほうまで手が回らないというふうなことが考えられております。できる範囲で、町のほうとしても、支援をしていきたいというふうには考えております。

以上になります。

○議長（川野 雄一君） ほかにございませんか。

それでは28ページ、29ページ、質疑ありませんか。2番、新立啓介君。

○議員（2番 新立 啓介君） 2番、新立です。29ページの道路新設改良費委託料工事費ですね、町原線の道路改良、先ほど提案理由の説明でありましたけれども、当初起債で予定したものを国庫補助に振り替えるということで、財源的には大変いいことだなと思っております。

しかし、委託料、今回はですね、工事費で計上されておりまして、用地買収等も終わっていたかと思えます。今回、新たにまた測量設計委託料1,158万計上されておりますが、前回の部分を活用できなかったのかどうか、もし活用できればですね、この1,100万というのは不用になるわけですので、そこら辺を伺いたいと思えます。

○議長（川野 雄一君） 建設課長、下川秀美君。

○建設課長（下川 秀美君） お答え致します。

内容につきまして、当初計画では町道町原線、国道3号線の入り口から肥薩おれんじ鉄道までの区間について、国土交通省が西回り自動車道整備工事に伴いまして、道路幅員5メートルで改良工事を計画、その先の区間については、町が起債事業によって道路幅員5メートルで改良工事を計画をしておりました。

しかし、国土交通省が道路幅員5メートルから4メートルに計画変更したことに伴いまして、町が施工する道路改良工事についても、道路幅員4メートルに計画変更するという事で、今回委託料を計上させていただいております。前回、業務委託で図面とか作成されておりますが、今回1メートルほど幅員が狭くなりましたので、再度全体の計画を見直す。

それと、道路構造令に基づきまして、詳細な見直しが必要ということで、多少は前回のやつを資料としますが、今回構造令に基づくことということで、新たに委託料を計上したということになります。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 2番、新立啓介君。

○議員（2番 新立 啓介君） 今回全体を見直すということですが、実際道路のセンターが変わらなければですね、幅員をそれぞれ50センチずつですか、狭めるだけで、実際用地買収も終わっておりますので、その範囲内ですね、工事もできるのかなど。

令和5年の予算見ますとですね、工事費で1億2,500万ぐらい計上されております。逆に、用地的には余裕ができますので、構造物等、逆に減ってくるのかなという感じも受けております。そこら辺の図面の修正だけではできなかったのか、お伺いしたいと思います。

○議長（川野 雄一君） 建設課長、下川秀美君。

○建設課長（下川 秀美君） 確かにセンターの位置については、既存のやつを使うということもありますが、今回1メートル減ったことによって、できるだけ民家側のほうに道を移動させたいということで、センターの見直し、あとカーブの曲線とか、それも含めましてですね、業務で見直しをかけたいと思っています。

確かに、用地買収の範囲内についてはですね、民家側もしくは水田側に移動するというのは可能となりますが、基本的に民家側に移動したところで、センターを移動するなりカーブの見直しをするということで、今回上げております。

○議長（川野 雄一君） ようございますか。ほかにございませんか。28、29。

それでは、30、31ページ、質疑ございませんか。3番、宮嶋弘行君。

○議員（3番 宮嶋 弘行君） 最初の中ですね、マイナスの数字が大分出てますから、町としてはですね、すごくこれも一つのプラスかなというところも考えられますが、保健体育総務費ですね、県民体育祭、これが前年度は中止になりました。その中ですね、247万8,000円をちょっとマイナスで一応計上してあります。

この県民体育祭というのはですね、毎年あるわけです。地域の代表として、出るわけですから、そういうマイナスを今度は逆に、次年度の大会につなげる強化費という名目でですね、持っていけるような考え方も必要かなと思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（川野 雄一君） 町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） この予算に計上してあるのはですね、実際あった予算を中止になったから引っ込めますよという形なんで、選手強化につなげる方針としてどうなのかと、またちょっと話の次元が違うような気が致しますし、選手を強化するのであれば、いろいろこう、何といたしますかね、特別に組むとか、そういう感じになるかと思えますけど、これあくまでも、組んだやつができなかったので戻しますという、理解していただければと思います。

また、強化に割り振りするとか、そういうのもちょっとまた次元が違うかな。先ほどの子育て関係もですね、余ったから別にまた増やしてほしいとかありましたけど、それまた別の話かなというふうに考えますので、全体的に考えていただきたいと思えます。

○議長（川野 雄一君） 3番、宮嶋弘行君。

○議員（3番 宮嶋 弘行君） 今町長から答弁がありましたけど、本当にですね、なかなかそういう金ですね、出し入れですから、確かに基本はもうそうなってくると思います。そういう流れの中で、今後のですね、検討材料として県民体育祭自体は、なかなか今までなかった分、なかなか活気づかない、また地域の人たちがですね、町の代表として出る環境をですね、もう一つ充実してほしいなという気持ちがありましたので、そういうことで、質問させていただきました。

○議長（川野 雄一君） ほかにございませんか。30、31ページです。

それではですね、歳出全体では質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 質疑なしと認めます。

次に、歳入の質疑を行います。戻ってですね、14ページ、15ページです。歳入での質疑ございませんか。14、15ページです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 質疑なしということでございますので、16ページ、17ページ。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 質疑なしと認めます。

18ページ、19ページ。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 質疑なしと認めます。

それではですね、歳入全体でもありませんか。9番、村上義廣君。

○議員（9番 村上 義廣君） 9番、村上です。

ちょっとお尋ねしますが、17ページですね、生産物売払収入の町有林の立ち木売払収入、

町有林はどこのものでしたか。山の、地区的に。

○議長（川野 雄一君） 農林水産課長、坂本輝一君。

○農林水産課長（坂本 輝一君） 場所をお答え致します。

これは染竹のですね、上の塩鶴というところの山の神神社がありますけれども、その付近一帯の伐採を致しております。

○議長（川野 雄一君） ほかにございませんか。歳入全体でも結構です。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 質疑なしと認めます。

次に、6ページから8ページの第2表繰越明許費について何かございませんか。ようございませうか、かなり繰越しがありますが。多分さっきの説明では、工事関係が主だということですが、一部はほかのものもあるということございませう。かなりですね、広範囲にわたっているということ。ようございませうか、繰越明許費に対して。2番、新立啓介君。

○議員（2番 新立 啓介君） 今回の繰越明許費、かなりの数が出ております。

工事関係につきましてはですね、材料が入らなかつたりとかそういう部分があるかと思ひます。

一つ、夏に被害がありました、赤潮被害経営再建緊急支援事業補助金、これ6,400万円繰越しということで、内容的には補正等ですね、ありましたけれども、繰り越さなければいけない主な原因というのは、どんなものがあるのでしょうか。

○議長（川野 雄一君） 農林水産課長、坂本輝一君。

○農林水産課長（坂本 輝一君） 赤潮被害経営再建緊急支援事業補助金につきましてはですね、中間魚の購入ということで計上をしておりましたけれども、その部分についてはですね、うちと天草市、上天草市の業者さんがかなりやられておりますので、なかなか手に入らないというふうな状況等々がありますので、現年度対応できる分は現年度やって、残りの分についてはですね、新年度に向けてやっていくちゅうことで検討、調整を致しております。

以上です。

○議長（川野 雄一君） ほかにございませんか。

なかつたらですね、9ページの第3表債務負担行為補正、それと10ページの第4表地方債補正に関する質疑を受けます。9ページ、10ページですね、債務負担と地方債補正ということでございませう。質疑ございませうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから、議案第1号令和4年度津奈木町一般会計補正予算（第5号）を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第2号 令和4年度津奈木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

○議長（川野 雄一君） 日程第5、議案第2号令和4年度津奈木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 議案第2号令和4年度津奈木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

歳出では、保健事業費の保健衛生普及費で管理栄養士の採用がなかったため、会計年度任用職員報酬を減額し、前年度特別調整交付金の確定に伴い返還金を増額致しております。

予算の総額は歳入歳出それぞれ10億6,760万円で変更はございません。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川野 雄一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。歳出だけの6ページですね、歳出6ページ、質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから、議案第2号令和4年度津奈木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第3号 令和4年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第

3号)

○議長（川野 雄一君） 日程第6、議案第3号令和4年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 議案第3号令和4年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

歳出では、会計年度任用職員報酬等を見込みに合わせて増額致しております。

予算の総額は歳入歳出それぞれ1億430万円で変更はございません。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川野 雄一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。歳入歳出一括して行います。歳入6ページ、歳出7ページです。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから、議案第3号令和4年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第4号 令和4年度津奈木町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）

○議長（川野 雄一君） 日程第7、議案第4号令和4年度津奈木町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 議案第4号令和4年度津奈木町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

歳出では、町道町原線及び県道深川津奈木線の改良工事の事業計画見直しにより、布設外工事を減額致しております。

第2表繰越明許費及び第3表地方債補正につきましても、町道町原線及び県道深川津奈木線の改良工事の事業計画見直しにより、令和5年度へ繰越し及び地方債の変更を行うものでございます。

歳入歳出補正総額は640万円の減額で、予算の総額を歳入歳出それぞれ9,630万円と致しております。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川野 雄一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。歳入歳出一括して行います。歳入8ページ、歳出9ページです。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 質疑なしと認めます。

次に、4ページ、第2表繰越明許費に関する質疑を受けます。4ページ、第2表繰越明許費です。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 質疑なしと認めます。

次に、5ページ、第3表地方債補正に関する質疑を受けます。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから、議案第4号令和4年度津奈木町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第5号 令和4年度津奈木町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）

○議長（川野 雄一君） 日程第8、議案第5号令和4年度津奈木町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 議案第5号令和4年度津奈木町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

歳入では国庫支出金で前年度の介護給付費負担金の確定に伴い、負担金を計上致しております。歳出では、諸支出金の償還金で県の前年度介護給付費負担金の確定に伴い、返還金を計上致しております。

歳入歳出補正総額は240万円の増額で、予算の総額を歳入歳出それぞれ8億5,590万円と致しております。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川野 雄一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。歳入歳出一括して行います。歳入6ページ、歳出7ページです。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから、議案第5号令和4年度津奈木町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第9. 議案第6号 津奈木町個人情報保護法施行条例の制定について

日程第10. 議案第7号 津奈木町個人情報保護審査会条例の制定について

日程第11. 議案第8号 津奈木町立幼稚園の閉園に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

日程第12. 議案第9号 津奈木町報酬及び費用弁償条例及び津奈木町附属機関の設置に関する条例の一部改正について

日程第13. 議案第10号 津奈木町職員の定数に関する条例の一部改正について

日程第14. 議案第11号 津奈木町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

日程第15. 議案第12号 津奈木町国民健康保険税条例の一部改正について

日程第16. 議案第13号 つなぎ美術館の設置及び管理運営に関する条例の一部改正について

日程第17. 議案第14号 津奈木町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第18. 議案第15号 津奈木町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第19. 議案第16号 津奈木町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第20. 議案第17号 津奈木町国民健康保険条例の一部改正について

日程第21. 議案第18号 津奈木町簡易水道条例の一部改正について

日程第22. 議案第19号 令和5年度津奈木町一般会計予算

日程第23. 議案第20号 令和5年度津奈木町国民健康保険事業特別会計予算

日程第24. 議案第21号 令和5年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計予算

日程第25. 議案第22号 令和5年度津奈木町簡易水道事業特別会計予算

日程第26. 議案第23号 令和5年度津奈木町介護保険事業特別会計予算

日程第27. 議案第24号 令和5年度津奈木町恒久対策事業特別会計予算

日程第28. 議案第25号 令和5年度津奈木町宅地造成事業特別会計予算

○議長（川野 雄一君） 日程第9、議案第6号津奈木町個人情報保護法施行条例の制定についてから、日程第28、議案第25号令和5年度津奈木町宅地造成事業特別会計予算までの20議案を一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。したがって、日程第9、議案第6号から、日程第28、議案第25号までの20議案を一括議題とすることに決定しました。

ここで、コロナ感染症対策としてですね、議場内の換気をするために暫時休憩を致します。

11時10分から開始致します。暫時休憩致します。

午前11時03分休憩

午前11時14分再開

○議長（川野 雄一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、令和5年度主要施策並びに予算等について、町長の説明を求めます。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 主要施策並びに予算説明を致します。

本日ここに令和5年第1回津奈木町議会定例会が開催され、令和5年度予算をはじめ、重要な諸案件の御審議をお願いするに当たり、私の施政方針と施策の概要を申し上げ、議員各位並びに町民の皆様に町政への御理解と御協力を賜りたいと存じます。

尊い人命を失い、多くの被害をもたらした令和2年7月豪雨災害から2年7か月が経過しました。この間、1日でも早い復旧を目指すべく、国や県をはじめ、関係団体や町民の皆様、そして町議会の皆様の御理解、御協力を得ながら、災害復旧・復興に取り組んでまいりました。長年住み慣れた家が倒壊し、避難せざるを得なかった皆様、また、平国地区2か所と中尾地区1か所で発生した災害のため、仮設住宅での生活を余儀なくされた皆様におかれましては、大変な思いであつたらうと御推察致します。

災害復旧工事につきましては、国、県の御協力で現在2か所の工事が完了し、避難指示を解除することができましたので、仮設住宅にお住いの2世帯の方が元の生活に戻られております。また、残る1か所も、本年3月中の工事完了が見込まれており、残り7世帯の方々も、早ければ本年5月頃からは、元の生活に戻ることができるようでございます。

道路や河川、農業施設などの復旧につきましては、117か所の甚大な被害を受けましたが、本年2月末現在で101か所の工事を発注し、69か所が竣工致しました。

また、未発注の16か所につきましても、令和5年度中の発注、竣工を目指しているところであります。

災害からの早期復旧を目指し、町民の皆様が早く元の生活に戻ることができますよう、全力で取り組んでまいります。

新型コロナウイルス感染症が蔓延して以降、国民の生活は一変し、経済活動にも大きな打撃を与え、いまだに猛威を振るっている状況です。

町では、これまで感染予防や啓発活動を行うとともに、中小企業や個人事業主の皆様、町民の皆様への経済支援など、様々な対策に取り組んでまいりました。

また、昨年は3年ぶり、つなぎふれあい祭りを開催することができ、多くの方に来場していただきました。少しずつではありますが、町民の活気が戻ってきていると感じているところです。

また、政府は今年5月8日に、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけを、季節性インフルエンザと同じ5類感染症に引き下げるとする方針を決定しました。今後とも国の指針の下、重症化リスクの高い高齢者等を守るため、新型コロナウイルス感染症対策を行い、アフターコロナを見据え、ふれあい祭りや町民体育祭など、人と人がつながる機会の回復を、皆様とともに進めてまいりますので、御協力をお願い致します。

そのほか明るい話題として、丸岡地区の鶴野怜樹さんがJ1リーグのプロサッカーチーム、ア

ビスパ福岡に入団され、本町初のプロサッカー選手が誕生しました。津奈木町出身のZ世代の若者が、全国の舞台で活躍され、新しい時代を切り開く姿を誇りに思いますとともに、私たちに元氣と勇気を頂いていることをうれしく思います。

平成30年度に策定いたしました第9期津奈木町振興計画後期基本計画は、令和5年度が最終年度となります。計画に当たっては、私の政治公約でもあります「少子高齢化・人口減少対策」、「農林水産業の振興」、「地元企業育成・雇用確保」、「観光の振興」を主要プロジェクトに掲げ、これまで分野ごとに「住みたくなるまちづくり事業」を着実に推進してまいりました。

しかし、令和2年7月豪雨災害や新型コロナウイルス感染症などの影響により、計画を中止、または延期せざるを得ない事業もありました。

また、公共施設や公共インフラの老朽化の進行は、今後の懸念材料でもあります。

こうした厳しい状況の中でも、歩みを止めることなく、事業を着実かつ計画的に実行するため、効率的な予算編成に努め、限られた財源の重点的かつ効率的配分を行ったところです。

令和5年度の主要施策について、御説明致します。

今年度も、私の公約であります4項目の重点施策の推進のため、各種事業を提案しております。

重点施策1点目の少子高齢化・人口減少対策につきまして申し上げます。少子化対策としましては、出生祝い金、保育料の軽減、保育副食費の助成、高校生までの医療費やインフルエンザ予防接種の無料化、不妊治療の助成、18歳以下の子供の国民健康保険税の均等割の免除など継続して実施し、加えて出産・子育て応援交付金として、妊娠期、出産後にそれぞれ5万円の現金を給付し、経済的支援を行うとともに、町独自の事業として新生児聴覚検査の検査費用の負担を行います。

また妊娠期から出産、子育てまで一貫した相談支援事業を、経済的支援と組み合わせて一体的に実施し、妊婦、子育て家庭が安心して子育てができる環境整備や負担軽減に努め、子育て支援に取り組んでまいります。

高齢化対策としましては、地域見守り活動「たっしゅか塾」、令和2年7月豪雨における被災者への地域支え合いセンターによる支援などの社会福祉協議会の事業の充実や、シルバー人材センター事業支援、国民健康保険事業の無料人間ドックの実施や介護保険事業での自立支援と介護予防重度化防止事業の推進により、医療費の抑制を図りながら、健康・長寿のまちづくりへの取組を実施してまいります。

教育分野におきましては、英語検定試験の補助をこれまでの中学生生徒に加え、小学生児童までを補助の対象とし、英語力の水準及び英語学習に対する意識、意欲の向上を図ります。

また、築50年が経過した老朽化した津奈木小学校体育館につきましては、屋根及びトイレの改修等を行い、小学生児童のみならず、社会体育及び避難所としての使用について安心で安全な

環境を提供します。

なお、子育て支援として、家庭でのオンライン学習の一層の推進を図るため、準要保護世帯に対して通信費の一部支給を、児童生徒を持つ全家庭に対して給食費の一部補助を継続して行います。

高齢者や交通弱者対策の一つでありますつなぎタクシーにつきましては、津奈木町生活交通ネットワーク計画に基づき、高齢者の暮らしと地域活力を支える公共交通の実現、利用者の確保、向上による公共交通の維持を目標に運行してまいりました。

本計画は令和5年度が最終年度となるため、新たな計画に着手し、さらなる地域公共交通の充実と利用促進を図ってまいります。

移住・定住策としましては、新たに4名の地域おこし協力隊の隊員を募集し、町民とともに地域課題の解決に向け活動する人材を確保してまいります。

また、空き家バンクの運用を図るとともに、リフォーム補助金等の支援による空き家解消策にも引き続き取り組んでまいります。

定住促進住宅建設事業としましては、若い世代を中心に安全で快適に暮らすことができる住環境の整備を計画的に進めてまいります。

暮らしの安全安心対策としましては、現在、本町では有線放送による防災避難情報のお知らせを行っておりますが、台風や土木災害等に伴う有線柱の倒壊や切断により非常時放送が伝わらない場合が想定されます。近年の異常気象による災害の多様化に対応するため、デジタル化による防災行政無線の構築を図ってまいります。

また、県道水俣田浦線及び県道深川津奈木線、道路改良事業の推進や生活の利便性向上のため、町道整備を進めるとともに、老朽化した町道や橋梁を長寿命化計画に基づき適切に維持管理を行ってまいります。

2点目の農林水産業の振興につきまして申し上げます。

農業振興におきましては、耕作放棄地の解消や農地の担い手への集積等による有効活用を図るため、法人化された人・農地プランの推進や農地情報等の共有化・次世代人材育成投資資金及び農業経営開始資金の活用等を進め、農業後継者や新規就農者などへの農地集積や支援を進めてまいります。

また、果樹の振興につきましては、熱帯果樹の新規導入や実証栽培を実施し、産地化やブランド化に取り組み、果樹経営の多角化や収益性向上等を図るとともに、商工・観光事業者との連携を図ってまいります。

基幹作物である柑橘類やサラダたまねぎのさらなる振興や品質向上に向けた支援を行い、農家の所得向上を図るとともに、町独自の農業振興策として有害鳥獣対策のため電気柵等設置事業や

耕作放棄地の解消、発生防止の基盤整備事業、高齢化による作業負担軽減と労働力確保のため農作業支援事業などに取り組んでまいります。

また、第5期目として取り組んでおります中山間地域等直接支払制度事業や多面的機能支払事業も引き続き実施し、農地保全に取り組んでまいります。

さらに、環境に配慮した農作物の生産による地域の魅力発信や小中学校との交流事業を通じた農地保全等に努め、国の環境首都水保・芦北地域創造事業を活用した取組も継続してまいります。

林業振興につきましては、森林資源が充実してきておりますが、町有林について伐期を迎えた森林の計画的な伐採・造林を行い、森林環境保全直接支援事業の活用による適正な森林整備を実施致します。

今後は、森林の持つ公益的機能の維持・増進を図っていくため、森林環境譲与税を活用した森林所有者の意向調査を行い、森林整備事業の促進による森林資源の適正管理を図るとともに、作業員確保対策や素材生産体制の整備による間伐材の有効利用にも努めてまいります。

水産業の振興につきましては、種苗放流事業による栽培漁業の確立と藻場造成など豊かな漁場づくりに取り組み、資源の確保と漁業振興に努めます。

マガキの養殖事業では、旧平国小学校で開催しています「つなぎオイスターバル」への安定供給を図るため、体制の整備を図っていくことが急務となっております。

今後も引き続き、マガキの生産支援策に取り組み、令和2年7月豪雨災害から復興のシンボルとなるよう努めます。

また、令和2年度に新設した漁船エンジンのオーバーホールに係る補助金や燃油高騰対策支援事業補助金を継続し、併せて昨年の赤潮被害等からの早期復旧を図るため、漁業共済危機管理対応力強化事業補助金を新設し、漁業者の負担軽減を図ります。

老朽化した漁港施設も、長寿命化計画に基づき適切に維持管理を行ってまいります。

3点目の地元企業育成・雇用確保につきましては申し上げます。

昨年度から事業再開しました旧平国小学校跡地利活用事業は、令和5年度完成を目指し取り組んでまいります。

空き教室を産業振興棟やIT企業棟として、つなぎ美術館の滞在制作をはじめとしたアートプロジェクトや観光体験プログラムにも利用できる施設などを整備し、廃校を活用した産業の振興と交流拡大のモデルを創出します。

また、町の生産者を巻き込みながら新商品や地域資源をブランド化し、町外へ販路を拡大するとともに、町内へ人を呼び込むため新たな事業推進体として地域商社の設立にも引き続き取り組んでまいります。あわせて、ふるさと納税の返礼品による地域商品の販路拡大にも努めてまいります。

最後に、4点目の観光の振興につきまして申し上げます。

旧赤崎小学校プールを利活用した「入魂の宿」は、昨年12月から公開し、今年春からは宿泊施設としても運用を開始致します。つなぎ美術館を中心に、町の特色ある緑と彫刻のあるまちづくりを推進し、アートと自然のさらなる魅力を広く町内外に発信してまいります。

また、国の環境首都水俣・芦北地域創造事業補助金を活用したフィールドミュージアム事業や低炭素型観光地域づくり事業を継続し、新たに学びと交流を軸とした持続可能な地域づくり事業にも取り組み、町の美しい自然環境やアート、スローフードなど地域資源を活用して人の流れを創出し、多くの人々が訪れてくれるまちづくりを推進してまいります。

町の集客の要であるつなぎ温泉「四季彩」につきましては、現在モノレールの車両更新工事を進めており、今年春には運行開始を予定しております。また、令和3年度には、つなぎ温泉「四季彩」周辺の魅力を高めるための基本構想を作成しました。現在は宿泊や交流施設などを設けるために施設内の基本計画や基本設計に取り組んでおります。令和5年度にはこれに基づき、さらなる事業推進のために実施設計費を計上致しております。

以上、重要施策に掲げました4つの公約について御説明申し上げます。ありがとうございました。

本町を取り巻く状況は厳しいものがありますが、基本方針であります「住みたくなるまちづくり」推進のため、最善を尽くしてまいりますので、議員各位並びに町民の皆様の御支援、御協力を心からお願い申し上げます、私の施政方針と令和5年度に取り組みます施策の概要とさせていただきます。

なお、令和5年度の予算の詳細に当たっては、別途配付しております令和5年度当初予算主要施策事業で御確認ください。

御質問がありましたら、私もしくは担当課長等が説明致しますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

長時間、御清聴ありがとうございました。

○議長（川野 雄一君） 町長の説明が終わりました。

お諮りします。先ほど一括議題と致しました20議案については、さきの議会運営委員会において委員会に付託する旨の答申がっておりますので、会議規則第35条第3項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。したがって、一括議題の20議案については、提案理由の説明を省略することに決定しました。

お諮りします。日程第9、議案第6号から、日程第28、議案第25号までの20議案は、会議規則第35条第1項の規定により、お手元に配付しております議案付託表のとおり、所管の常

任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。したがって、日程第9、議案第6号から、日程第28、議案第25号までの20議案は、議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定しました。

各常任委員会におかれましては、慎重な審議を実施され、審査の経過とその結果を最終日の本会議において、各常任委員長から報告を願います。

日程第29. 議案第26号 工事請負契約の締結について

○議長（川野 雄一君） 日程第29、議案第26号工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 議案第26号工事請負契約の締結についてを御説明申し上げます。

京泊地区急傾斜地崩壊対策工事緊急自償については、去る2月8日建設工事共同企業体3社により指名競争入札を実施いたしました結果、本案のとおり落札されました。主な工事内容は、崩壊したのり面1,088平米を復旧するものであります。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川野 雄一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから、議案第26号工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

日程第30. 議案第27号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

○議長（川野 雄一君） 日程第30、議案第27号熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事

務の変更及び規約の一部変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 議案第27号熊本縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について御説明申し上げます。

熊本縣市町村総合事務組合の構成団体である玉名市が、令和5年6月30日をもって、熊本縣市町村総合事務組規約第3条第10号に規定する交通災害事務から脱退するため、同規約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を経る必要がございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川野 雄一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから、議案第27号熊本縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

○議長（川野 雄一君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。どうもお疲れさまでございました。

午前11時40分散会

令和5年 第1回(定例)津奈木町議会会議録(第2日)

令和5年3月14日(火曜日)

議事日程(第2号)

令和5年3月14日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(10名)

1番 大川 貴哉君	2番 新立 啓介君
3番 宮嶋 弘行君	4番 本山 真吾君
5番 上村 勝法君	6番 澤井 静代君
7番 久村 昌司君	8番 柳迫 好則君
9番 村上 義廣君	10番 川野 雄一君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 山下 浩一君

説明のため出席した者の職氏名

町長	山田 豊隆君	副町長	林田 三洋君
教育長	塩山 一之君	総務課長	吉澤 信久君
政策企画課長	荒川 隆広君	建設課長	下川 秀美君
農林水産課長	坂本 輝一君	住民課長	諫山 吉光君
ほけん福祉課長	葦浦 祐一君	教育課長	岡松 辰哉君
会計課長	財部 大介君		

令和5年第1回定例会

一般質問通告表（令和5年3月14日（火）午前10時）

順番	質問議員	質問事項	質問の要旨	質問の相手
1	本山 真吾	①四季彩周辺 魅力アップ 事業について	①つなぎ温泉四季彩の来客数、収支状況について伺います。	担当課長
			②3月3日の町長による「主要施策並びに予算説明」において、令和3年度にはつなぎ温泉四季彩周辺の魅力を高めるための基本構想を作成。現在は宿泊や交流、施設等を設けるために、施設内の基本計画や基本設計に取り組んでいるとあるが、どのような取り組みを行うのかについて伺います。	担当課長
			③現在、津奈木町には宿泊施設がなく、今年ようやく開業できるであろう「入魂の宿」についても、町民所得の向上に役立つのかは、疑問である。第一次産業振興と連動した農家民泊などを積極的に進める方が良いのではないかと思うが如何か。	町長
		②四季彩前 「里の味」 加工場について	①四季彩前のJAあしきたが運営する里の味加工場は、以前からつなぎ温泉四季彩との景観マッチングの問題や施設の老朽化で改修をしてほしいとの声を聞く。つなぎ温泉四季彩の周辺魅力アップ事業との兼ね合いで、加工場を今後どのようにすべきか、構想について伺います。	担当課長
			②つなぎ議会だより128号夢つなぎ人の取材で、30年以上続く給食サービスやふれあい祭り等の食事の提供や餅加工等を行うためには、加工場規模の施設が必要とのことである。また食育や地元で伝わる料理の伝承のためにも、施設の改修もしくは新設が必要との要望があったが、どのように考えているのか伺います。	町長 及び 担当課長
		③津奈木町福 浜地区人・ 農地プラン について	①昨年1月に福浜地区の主に果樹農家を集め、人・農地プランについて説明があったが、今後どのような計画で進めるのか伺います。	担当課長

順番	質問議員	質問事項	質問の要旨	質問の相手
			②農家の高齢化により果樹経営が非常に厳しい状況となっている中、農家の所得向上に向けて具体的にどのような構想を持っているのかを伺います。	町長 及び 担当課長
2	宮嶋 弘行	① マイナンバーカードの取得について	①マイナンバーカードは、マイナポイントが付与されるカード申請が2月末に締め切れ、マイナポイントの申込期限が5月末までとなっている。本町のカードの取得状況は、他の自治体と比較して、どのような状況にあるのか。また、町での利用は、十分に活用できるのか伺います。	町長 及び 担当課長
			②政府は、「ほぼ全国民」のカード取得を目標に掲げ、交付率の高い自治体に対して地方交付税の上乗せ配分の方針を聞いている。交付率を上げるための町の取り組みと今後の考えを伺います。	町長 及び 担当課長
			③取得を促すために、町独自の「インセンティブ」の考えはないのか、伺います。	町長 及び 担当課長
		②重磐岩への登り階段について	①現在、重磐岩へ登るには、四季彩横の阿蘇神社上り口とモノレールのみになっています。中学校側からは頂上付近で、立ち入り禁止となり、木橋においても立ち入り禁止になっていました。今後の計画と解除の予定を伺います。	町長 及び 担当課長
		③少子化対策について	①山田町政において、少子化対策は大きな施策の一つで重要となっている。国も重要課題として取り組んでいるため、歩調を合わせるためにも、重要な施策であると認識しているところです。町は今でも手厚く取り組んでいるが、もっと新たな施策が必要と思われるが、考えを伺います。	町長
3	新立 啓介	①里道・水路の維持管理について	①令和3年9月定例会一般質問で、里道・水路の維持管理について、高齢化に伴い地域での共同作業も厳しくなっているので、町で対応をお願いしたいと問うたが、町としての方針に変わりはないのか。	町長 及び 担当課長
			②津奈木町法定外公共物管理条例には、禁止行為と使用等の許可に関する事項が主で、管理に関する事項がないが、追加する予定はないか。	町長 及び 担当課長

順番	質問議員	質問事項	質問の要旨	質問の相手
		②森林伐採の植林について	①町内では森林が伐採された箇所を見かける。搬出用の道路がむき出しになっており、豪雨による災害を危惧されている町民も多いが、伐採後の造林（植林）の現状はどうなっているのか。	町長 及び 担当課長
		③グラウンドゴルフ場（多目的広場）の整備について	①令和4年9月定例会一般質問で幼稚園横の資材置き場をグラウンドゴルフ場（多目的広場）に整備できないかとの質問に対し、町長は検討したいとの答弁であったが、その後の検討結果を伺います。	町長
		④振興計画について	①第9期津奈木町振興計画後期計画は、令和5年度が最終年度となるが、これまでの進捗状況及び成果並びに第10期計画策定に向けた諸課題について伺います。	町長 及び 担当課長
4	久村 昌司	①四季彩の今後について	①四季彩周辺魅力アップ事業で、宿泊や交流施設を設けるために施設内の基本設計に取り組んでいるが、進捗状況はどうなっているのか。また、令和5年度に予算計上されている実施計画のスケジュールは。	町長 及び 担当課長
			②前理事長は、今の環境で宿泊施設を設けても勤務時間を考えたら営業できないと発言されていたと記憶しているが、どのように考えているのか。	町長
		②家屋解体の補助金設置について	①全国的に空き家が増え、倒壊の危険性がある家屋も増えている。そこで、著しく近隣に影響を及ぼすおそれがある家屋には解体費用の一部を助成する制度を設置してはどうか。	町長 及び 担当課長

午前10時00分開議

○議長（川野 雄一君） 皆さん、おはようございます。これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 一般質問

○議長（川野 雄一君） 日程第1、一般質問を行います。

1名につき、質問及び答弁時間を60分以内に制限し、一問一答方式とします。

質問に当たっては、通告内容に基づいた質問をされるようお願い致します。

また、執行部も明快かつ簡潔な御答弁をお願い致します。

本日の質問順番をお知らせします。1番、4番、本山真吾君、2番、3番、宮嶋弘行君、3番、2番、新立啓介君、4番、7番、久村昌司君の順番とします。

まず最初に、4番、本山真吾君の質問を許します。4番、本山真吾君。

○議員（4番 本山 真吾君） 皆さん、おはようございます。コロナもどうやら収まりに近づきつつあり、目の前の透明な仕切り板がですね、なくなりまして、今日は伸び伸びと一般質問をさせていただけるんじゃないかと思って、張り切っております。

本日の私の一般質問はですね、地方自治法第1条の2、地方公共団体は、住民の福祉を図ることを基本として、我々地方自治体が持つ本来の役割、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとするとなっている、記載されているとおり、町民目線に立った立場で、事業の内容が福祉の増進となっているかを主として、通告書に沿って質問を致します。

それでは、議長の了解を得まして、順次質問をさせていただきます。よろしく願いを致します。

まず、四季彩周辺魅力アップ事業について質問をします。

①のつなぎ温泉四季彩の現在の来客数、収支の状況について、まずお伺いしたいと思います。

○議長（川野 雄一君） 政策企画課長、荒川隆広君。

○政策企画課長（荒川 隆広君） お答えを致します。

まず、入館者数ですが、平成29年度・平成30年度には津奈木インターの開通もあり、約12万3,000人を数えましたが、令和元年度には、水俣インターの開通や施設リニューアルによる長期休館も影響しまして、約2万人が減少しました。

さらに、令和2年度は、7月豪雨災害や新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言などの影響で、約8万2,000人まで減少しております。

令和3年度には、約10万人まで回復しましたが、依然として厳しい状況が続いております。

収支状況ですが、令和元年度損益が約マイナスの200万円、令和2年度が約マイナスの

520万円、それから、令和3年度もマイナスの約670万円ということで、宴会収入の激減ですとか、燃料費、物価高騰等も影響し、3年連続のマイナス損益となっております。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 4番、本山真吾君。

○議員（4番 本山 真吾君） 四季彩もですね、いろいろ頑張っていらっしゃるとは思いますが、なかなかインター開通後の問題だとか、新型コロナウイルスですね、これによる影響が多々多くなりまして、非常に厳しい経営状態になっているんだなということは把握を致しました。ぜひコロナ明けにはですね、元に戻るように頑張ってもらいたいなと思っています。

②の質問に移させていただきたいと思います。

3月3日の町長による「主要施策並びに予算説明」において、令和3年度には、つなぎ温泉四季彩周辺の魅力を高めるための基本構想を作成し、現在は、宿泊や交流、施設等を設けるために、施設内の基本計画や基本設計に取り組んであるとあります。どのような取組を行うかについて伺います。

まずは、計画の概要を教えてくださいと思います。

○議長（川野 雄一君） 政策企画課長、荒川隆広君。

○政策企画課長（荒川 隆広君） お答えを致します。

令和3年度に、多様な宿泊施設の運用実証事業及び基本構想の策定を行い、令和4年度事業としまして、基本計画等の策定事業に取り組んでおります。

取り組んでおります概要としましては、つなぎ温泉四季彩を中心に、歩いて散策できる範囲を魅力あふれるエリアにしていくため、3つの基本方針を定めております。

まず1つ目が、四季彩管理棟を活用した宿泊事業の実施及びその運営体制。それから、2つ目が、全国的に大きく進展している新しい働き方に対応した施設整備。それから、3つ目が、エリア連携を前提とした周辺の遊休施設等の利活用。

これらの方針に基づき、新しい宿泊施設の基本設計及び建設に向けた事業計画を整理しているところです。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 4番、本山真吾君。

○議員（4番 本山 真吾君） 今の回答の中でですね、四季彩管理棟を利用した宿泊施設という話がありましたが、具体的にはどのような計画をお持ちなのかを、今現在、分かっているだけでも教えていただければと思います。

○議長（川野 雄一君） 政策企画課長、荒川隆広君。

○政策企画課長（荒川 隆広君） 間もなく基本設計及び基本計画のほうが出てまいりますけれど

も、こちらのほうから申しましたのは、管理棟のほうが2階が宴会施設になっておりますが、宴会施設の収益が、先ほど申しましたように、大きく激減しているということで、宴会施設を利用した宿泊施設にできないかということで提案をしているところで、2階は全て宿泊施設になるような計画になるものと考えております。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 4番、本山真吾君。

○議員（4番 本山 真吾君） 要するに、今申されたのは、四季彩の管理棟の2階の宴会場を全て宿泊施設に考えているということで、主要施策ですかね、あれにも書いてありましたけど、四季彩リノベーション実施設計業務委託料ということで、外部の業者さんに委託をするということなんでしょうけれども、その中に、はっきりこういう感じで、ちょっと図面、図面ちいうか、計画書をつくってもらえないかというようなオーダーを多分入れられると思います。

なかなか質問も何遍ちすれば、ちょっとやったり取ったりが大変になりますので、こちらのほうである程度まとめて要望的なことを言いますけれども、2021年11月から2022年1月までの3か月間行われました、津奈木いろいろ旅の宿 and 温泉まがりオフィスですね。宿泊体験とワーケーションですか、トレーラーハウスやキャンピングカー、またはテント等でですね、宿泊の実証を行って、結果も良好だったと思っております。

非常に私の周りでもですね、特に子供たちが喜んだりとか、大人も、特にトレーラーハウスであるとか、今まで見てきたトレーラーハウスと違いましたですね、非常に興味津々だったと記憶をしておりますが、何で四季彩の2階をですね、宿泊施設にするのか、非常にちょっと疑問が湧いてしまうわけであります。

四季彩2階にある宴会場や和室は、各種団体のもので、総会や反省会後の懇親会を開催するのに、町内唯一のコミュニケーションの場ということで、宴会場、オープン当時から現在まで親しまれてきた実績があります。

確かに、コロナ禍の中ですね、収益が激減しているということで、利益追求型で考えますと、宿泊施設を2階につくるちいうのも一つの考えだと思いますけれども、そこまでこだわって宿泊施設にせんといかんのか、かえって宿泊施設はですね、この前の実証実験をもうちょっとグレードアップしたような形で考えることはできないのか。

今現在の検討課題として変更は、変更ちいうかですね、そういう盛り込みも入れてから、実施設計業務委託ですか、に盛り込むことはできないんでしょうか。質問をお願いします。

○議長（川野 雄一君） 政策企画課長、荒川隆広君。

○政策企画課長（荒川 隆広君） お答えを致します。

本山議員がおっしゃったように、令和3年度の実証実験で、トレーラーハウス泊やキャンピン

グカー泊、それから、テント泊等行いまして、そして、調査しました結果も良好ではありました。様々な宿泊体験、滞在体験、こういったものは必要だろうということで、魅力あるエリアに分散配置してはどうかという提案もあっているところです。

ただ、しかし、初期段階では最低限の規模でスタートをして、そして徐々に拡張することが望ましいだろうという計画に、基本構想ではなっております。

そう考えましたときに、宿泊施設をまずどこに設置すべきかということなんですが、宿泊施設の運営には、必ずフロント機能が必要になってまいります。フロント機能を宿泊以外にも、観光案内や体験コンテンツの受付窓口、また、移住ですとかワーケーションなど、新しい働き方を促進するための窓口など、町の様々な情報を集約発信できる機能を持たせ、それに宿泊施設を併せて整備すると。その適地としては、まず優先度の高い温泉四季彩管理棟のリノベーションだろうということで、そこを軸に基本構想を組み立てているところです。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 4番、本山真吾君。

○議員（4番 本山 真吾君） 事務局的なものが必要になってくるので、最小限の投資で最大限の出だしにしたいというような考え方の下、今回の実施計画ですかね、業務委託のほうにそのまま進むような形だったんですけども、まず、そのときですね、宴会場施設ちいうのは、もう必要ないと考えておられるのかですね。

それとも、宿泊施設を2階に設ける代わりに、宴会場は宴会場で確保するよという考えなのかを、その計画の中には入れ込むつもりはあるのかをちょっと聞きたいんです。

○議長（川野 雄一君） 政策企画課長、荒川隆広君。

○政策企画課長（荒川 隆広君） 基本計画がまた上がってまいりまして、そして、さらには実施設計を令和5年度入れてまいります。

宴会場の必要性も、本山議員から強く要求あっておりますので、今後、実施設計をする中で、規模感ですとか、100人規模の宴会場を設けるといのはなかなか難しいのかもしれませんが、1階の管理棟側の部分の設計もこれから入りますし、今後の検討の材料としては、実施設計に向けては考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 4番、本山真吾君。

○議員（4番 本山 真吾君） 今ですね、統一地方選挙の絡みもありまして、いつもよりもたくさんですね、町民の方々にどう思いますかとか、何かありませんかという機会が割と議員も多いんですけども、この宿泊施設の件についてですね、町民の皆様とお話をする機会とかで聞きますと、やっぱり大体ほとんどの方が、四季彩の2階は大広間的なもの、宴会場は残してもらいた

いなというのがありますし、私個人としてもですね、前回の定例会のときに申しました、かえって福祉施設としてのですね、四季彩の存在、これがまさに冒頭言いました町民の福祉の増進ですね、それにつながるのではないかと思います。

宿泊施設は、新たな町長も産業の振興で町民の所得を向上させるためにもですね、観光は必要だということで頑張っておられる、頑張る力の入れどころではありますけれども、なかなかですね、業界自体も厳しい中、どのくらいの料金設定するのか、安い料金でちいたら、周りの宿泊業に対して民業圧迫ですね。バッティングしてから、他の業者さん、津奈木には宿泊施設がないですけれども、水俣あたりの業者さんとも、この地域全体ではですね、かえってマイナスになるかもしれない。

宿泊料金もどの程度、恐らく見ているのか分かりませんが、湯前町に実は2年前ですかね、教育住民のほうでグランドゴルフの視察に行きましたときに、人口規模も同じで、グリーンパレスという施設がありまして、そこには四季彩のような温泉施設、ゆらりですかね、そこに10棟ほどの宿泊施設が既に完備されておりまして、離れに3棟のコテージ、そして、手前のほうには3つのキャンプ場ですか、キャンプ場が併設されているという、すばらしい施設をしております。

湯前町にも、私の友人が何人かおりまして、いろいろ話を聞くんですけども、経営状態についてはですね、なかなか厳しいのではないかと考えております。

その中でですね、こういう町民のためになる施設、宴会場を削ってまで四季彩の中に宿泊施設を設けるとするのは、ちょっと私的にはあんまり賛同はできないと考えております。

ぜひですね、もう一回オーダーをかけるときに、2案でも3案でもいいですから、どうか宴会場の確保は、このままどおりしていただいて、かえって福祉面での充実、この前も言いましたけれども、2階の階段がですね、膝が悪い人とかが前々から苦情ちいうか、どうにかしてくれちいう意見もありますので、ぜひそっちのほうにも考え方を移していただければと思います。

一問一答式で、1つの質問に対してから3つまでですよ。あんまりこれに長くかかるわけにもいきませんので。町長の考えを聞きたいなと考えております。

3番に行きます。

今言いましたけれども、宿泊施設がなく、ようやく開業できるであろう入魂の宿ですね、入魂の宿についても、さっきも言いましたけれども、町民所得の向上に役立つかは非常に疑問です。第一次産業振興を連動した農家民泊などを積極的に進めるほうがいいのではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（川野 雄一君） 町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 本山議員の質問に答弁したいというふうに思います。

入魂の宿は、アート作品に宿泊するということで、津奈木町独自のしているアート体験を提供し、町の魅力を伝え、芸術文化、観光振興に寄与するというふうには私は考えております。

一方、農家民泊は、町の自然豊かな環境で、農業体験を通して地域の文化・伝統、食化に触れることができるというふうに思います。

いずれも宿泊できる場所ではありますが、全く異なる特徴や魅力があるというふうに思います。それぞれの特徴や魅力を生かして、町への宿泊者を呼び込んで、地域の文化あるいは経済に貢献することが期待できると。津奈木町に滞在する時間が多くなるということで、期待できるというふうに思います。

農家民泊に関しましては、施設整備やマーケティングなど様々な課題があると思いますが、熱意や情熱を持って町内の農家の方や事業者の方がビジネス拡大を考えている方には、ぜひ挑戦していただきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 4番、本山真吾君。

○議員（4番 本山 真吾君） 今の話、まず、入魂の宿についてはですね、私は別に反対するわけじゃないんですよ。大いにやっていただきたいけれども、システムの関係上、例えばフロント機能を持たせないような感じで宿泊をした場合、結局それに関わる人がいない、人件費削減ですね、そっちの方向に行っちゃうから、結局は町民の所得の向上にはあんまり役に立たないのではないか。

また、食事の提供に対しても、これといって何ですかね、魅力があるというか、地元の方々に協力をしてちいう話もあるんですけども、負担が増えて、所得が実際に伸びるのかなちいうところは疑問に思いますという話です。

それで、今、頂いた町長の意見の中で、第一次産業についても力を入れるというような形で確認を取らせていただいたというか、前向きな考えを持っておられるんだろうなと思っております。

町長によるですね、主要施策並びに予算書の説明の中に、10ページにですね、移住・定住対策として、新たに4人の地域おこし協力隊員を募集するということがありますけれども、恐らく地域おこし協力隊もですね、観光資源、そして、勤め先がなかなか見つからないような、うちの町のようなところではですね、やっぱり自ら自営で最終的には民泊をしたりとか、宿泊業、あるいは飲食業に精を出して、まちづくりに、まちおこしですね、地域おこしに頑張りたいという方もおられると思います。

今回、また遡りますけれども、四季彩本体に宿泊施設を置くとか、そういう感じで町が進める方向性と、これから地域の住民、地域おこし協力隊員などが、恐らくどうにかやろうかなと、やれる要素を自らを何か縮めてしまうような政策に取られて、私は心配するような立場ですね、考

えがあります。

ぜひそういう意味では、農家民泊ですね、三重県のほうに行って、津市の白山町というところでゲストハウスイロンゴですか、議会でも見てまいりましたが、非常にですね、うまく補助金を利用して、かつ国際的にですね、お客さんを集めているというような状況で、まさにそういう形態こそが、津奈木の観光には最適ではないかと思っていますところ。

実際、執行部のほうでもですね、忙しい中、いろいろあるかもしれませんが、そういう情報を的確に捉えてですね、よりよい津奈木町の観光の振興に役立てていただければと思うところ。ぜひこの点につきましては、御検討をお願いしたいと思います。

そしてですね、1つヒント的なもので言いたいことがあるんですけども、先ほども言いましたとおり、トレーラーハウスは非常に周りの人からも好評でした。

今、八代市の西片町ですかね、に、R9ホテルズグループというところが、コンテナですね、コンテナ貨物のコンテナを利用したトレーラーハウスで、ホテルを展開されております。これは非常に全国的に広がっておりましてですね、九州でも何件という場所があります。

そして、このコンテナホテルのですね、利点はですね、災害時には自治体の要望により移動できて、緊急時の災害宿泊施設に早変わりするという機能も持ったホテルだそうです。このように、非常時にもですね、町民のために利用できる宿泊施設の導入を考えてもよいのではないのでしょうか。

また、外装をですね、この前、百貨堂の隣に置いてあったトレーラーハウスは、ちょっとまた灰色でちょっと暗い雰囲気でしたから、白地に今まで携わってきた美術館の芸術家さんあたりのですね、絵画を描くとか、そういういろいろな取組をすることで、十分外に向けてのアピールもできるんじゃないかと思っています。

ひとつこれも御検討していただいてですね、よりよい観光資源にしていいただければと思うところ。

そしたら、宿泊施設につきましては、一応このくらいでしますけれども、くれぐれも2階の大広間の件はですね、再度よく考えていただいて、町民の福祉に役立つような施策にしていいただくようお願いします。

じゃあ、2番目の、加工場の件について御質問させていただきます。

ふるさととはですね、かけがえのないものでございます。我が町津奈木はですね、世界一、いや、宇宙一すばらしいものだと、ここにいるみんなが思っているものだと思います。

その中でですね、いろいろ先ほどから言っています、観光とか外にアピールすることも大切なんですけども、観光資源に乏しく何もないという私たちの町ではですね、食文化に力を入れなければいけないんじゃないかと思っていますところ。

そこで、四季彩前の里の味の、通称、里の味加工場についてお伺いしたいと思います。

①の四季彩前の現在、JAあしきたが運営する里の味加工場ですね、は、以前からつなぎ温泉四季彩との景観マッチングの問題、施設の老朽化などで改修をしたらどうかとか、改修をしてほしいという声を聞いております。

つなぎ温泉四季彩の周辺魅力アップ事業との兼ね合いで、加工場を今後どのようにすべきか構想があるのかお聞きしたいと思います。四季彩周辺魅力アップ事業にも関連することですので、今現在、どのような構想なり考えがあるのかをお聞きしたいと思います。

○議長（川野 雄一君） 政策企画課長、荒川隆広君。

○政策企画課長（荒川 隆広君） お答えを致します。

つなぎ温泉四季彩周辺魅力アップ事業では、基本方針の一つであるエリア連携を前提とした周辺遊休施設等の利活用、この観点から、JA加工場も含めまして幅広く検討することとしております。

しかしながら、現時点では、JA加工場の利用が完全になくなっていないこと、また、施設が町所有でないことから、町が主体的に施設を整備するといった構想はございません。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 4番、本山真吾君。

○議員（4番 本山 真吾君） 前、この話は、多分6年ぐらい前になるのかなと思うんですが、6年、7年前になるかと思うんですが、柳迫副議長がですね、総務振興のほうの委員長だったときに、橋を含めたところで、やはり議員のほうからもトイレの整備だとか、それに関連して加工場の問題も、景観がどうなのかという話も出たかと思います。

それで、実際ですね、今の話では、JAあしきたの補助分が残っているので、しないということではありますが、金額を聞いてもあれなんですけど、一応JAの中ではですね、毎年総代会資料には処分案で出てきているような感じで、経営的にはJA本体からはですね、ちょっとなかなか難しいところもありまして、ましてや、JAの事業でと考えたときには、県下統一構想ですかね、JAあしきたも、統一のJA熊本に、あと2年ぐらいでなってしまう。

その後は、どのような案にするのか、JAのほうで損切りをするじゃないですけど、解体なりして平地にしますよとかちいう話もあるかもしれないですけども、実際は、今、運営をしている方々が高齢化になって、非常にいろいろな問題がありますので、構想にぜひ入れてもらいたいというのが本音です。

食文化に対しましてもですね、これは観光の一つの大きな目玉でありますし、広報つなぎのほうにも、一時期「うんまかあもん」ですかね、津奈木独自の食文化のおいしいものなどが掲載されていましてから、若い世代にもですね、そういうおいしいものを受け継いでいただく必要性、

並びに外へ向けての観光資源としての必要性も十分あると思いますので、早急に魅力アップの中に入れていただいて、つけるところには予算をつけていただければと思う次第です。

そこで、②に質問を移らせていただきたいと思います。

つなぎ議会だより128号ですね、前回2月1日に出しました最終のページ、「夢つなぎ人」というページがあるんですけども、今回はJAあしきたの女性部を題材ちいうか、取材をさせていただきます。

その中で話をお聞きしますとですね、30年以上続く給食サービスやふれあい祭り等の食事の提供、餅加工を行うためにはですね、加工場規模の施設が必要というような話をお聞きしました。

大体、最近改装していただきました改善センターの料理場ですかね、調理施設なんかも使えるんじゃないんでしょうかという話でしたんですが、話はしたんですけども、やはりみんながですね、一遍に集まってしなければいけないような行事をする場合には、加工場ぐらいの広さがないと、なかなか難しいんですということで、老朽化もしていますので、できれば新しい機械導入の補助や、外見の向上とかも考えていただければいいんじゃないかというような話をお伺いしております。

このことについて、改修ですね、についてはどのような考えをお持ちなのか、ちょっとダブってしまいますけど、話をお聞きしたいと思います。

○議長（川野 雄一君） 農林水産課長、坂本輝一君。

○農林水産課長（坂本 輝一君） お答えを致します。

加工場につきましては、平成2年度農村地域定住促進事業により、当時の津奈木町農協が整備を行い、現在はJAあしきたの所有であります。

そのため、本施設の改修等についての本町への相談があれば、町としてできる範囲で支援について検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 4番、本山真吾君。

○議員（4番 本山 真吾君） そもそも相談がないということだろうと、今、分かりました。

私も一応聞いた手前ですね、一般質問でこのことを相談して、どうにか成果につなげたい思いはあるんですけども、今後はですね、JAあしきたの持ち物ではあるがという話ですが、女性部の方ともですね、お話し合いをもう一回して、改装や改修ですね、また運営の仕方についても、なかなか何でもですけども、高齢化に伴いですね、担い手が不足しているというような状況がありますので、なかなかそれがネックになって、例えば新しい食品の開発をしようとかですね、それを経営につなげて女性部自体が、女性部及び女性の方がですね、所得向上につながる策を自らが努力してやろうという気には、なかなか難しいところがあるんじゃないかと思います。

でも、何もなければ何も始まらないし、どうにかですね、そういう意欲的な方法につながるようにしていただければと思っております。

町長はこの点については、食文化ですね、継承について、加工場も含めてから、どのような構想をお持ちなのかを聞いておきたいと思いますが、いかがでしょう。

○議長（川野 雄一君） 町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 今の加工場の話なんですけども、財産管理としてはJAですので、こちらがどうのこうのというのは、なかなか申しにくいということを考えておりますし、また、ちょっと本山議員の意見の整理というか、私もちょっとどう答えたらいいのかちょっと分かりませんが、食文化とかいろいろ私なりにですね、考えながらやっていっているつもりなんですけども、具体的にどうなのかなというのちょっと、今のところちょっと答えにくいなという感じが致しております。

○議長（川野 雄一君） 4番、本山真吾君。

○議員（4番 本山 真吾君） すみません、私ですね、質問の仕方も非常に分かりにくい点がありまして、この点についてはおわびしたいと思うんですが、要するにですね、打合せのとき、今2年間の事業で、前回何かの機会だったと思うんですけど、32年が一つの目安だと聞いたんですよ。と、私は記憶しておっとです。

ただ、今回聞くに当たって38年だということで、あと五、六年ですかね、さらに延長しておりますが、もしこれを補助金返還を主としての問題ですね、万が一ですよ、発生した場合には、それを主として施設の延長をしたら、それを運営する側の人たちの高齢化がさらに進んでしまって、まさに伝承自体が難しくなると、思っております。

これは、また戻ってどうするのかというのは、結局話し合ってから、こいつちというような話になると思うんですが、ぜひ町としてもですね、前向きにその点は、恐らくですが、JAあしきた自体も県下統一になった場合には、どのようになるか分からないしですね、県のほうに行けばまた、JAも経営状態が悪いところは、どうしても見直さんといかんというような形になってしまうもので、そういう目になると思います。

だから、ここはせつかくいい給食サービスの事業や食文化の継承の事業などをされているわけですから、いい面をですね、伸ばすというような方向で考えてもらいたいというのが私の要望ですね。

だから、魅力アップ事業の中に、食文化の継承をまず入れていただいて、そして、四季彩周辺の観光の魅力アップにもつなげるような施策を、ぜひ実現をしていただくような方向で考えていただけないかと思っていることを伝えたかったわけです。なかなかですね、答えがこれも難しいあれなんで、どうしましょう。

○議長（川野 雄一君） 本山議員、今、大分いいところに来ておりますので、荒川課長のほうでは、上のほうは計画には入れない。坂本課長の答弁では、要望があれば検討すると、ちょっと前向きになっております。まとめてください、その辺で。

○議員（4番 本山 真吾君） はい、分かりました。

答えがですね、出にくい質問ばかりしてから反省するところが多々あるんですけども、思いは大体伝わっているんじゃないかなと思いますので、ぜひ、今も言いましたけども、検討は絶対にしていただいでですね、次回質問をするときには、いい結果が出るような答えが出るようにしていただければと思うところです。すみませんでした。

最後にですね、質問を変えて3番目の質問に参りますけれども、津奈木町福浜地区人・農地プランについて質問をさせていただきたいと思います。

昨年1月にですね、福浜地区で農家をされている方々を、果樹農家をですね、集めていただいて、平国のコミュニティセンターですかね、そこで、人・農地プランについて説明がありました。が、それ以来、あまり進んでいないように思います。

今後はどのような計画なのかをお伺いしたいと思います。

○議長（川野 雄一君） 農林水産課長、坂本輝一君。

○農林水産課長（坂本 輝一君） お答えを致します。

まず、人・農地プランの実質化とは、農業の未来設計図のことで、5年先、10年先の地域の農地を誰がどう守っていくかについての話し合いを行い、当地区の現状や課題、中心経営体への農地の集約化に関する方針等について定めており、また、当プランの取組連携した国の支援措置もあります。

当プランの取組の経過と致しましては、1回目を令和3年の11月18日に、平国・福浦地区を対象に平国コミュニティセンターで、中山間集落役員による話し合いを行っております。

2回目は、令和4年1月27日に平国コミュニティセンターで、赤崎地区を含む福浜地区としてのプラン作成をしてきております。

今後の計画と致しましては、農業経営基盤強化促進法等の改正に伴いまして、現在の実質化された人・農地プランが法定化されましたので、地域での再度の話し合いにより、目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画を定め、それを実現すべく地域内外から農地の受け手を幅広く加工しつつ、農地バンクを活用した農地の集約化を進めるための話し合いを、農業委員会や農地バンク、JAなどの関係団体と連携し、行っていきたいというふうに考えております。

本計画の策定についても、御協力を頂きますようお願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 4番、本山真吾君。

○議員（4番 本山 真吾君） 私個人もですね、1回参加させていただきまして、令和4年の1月には私も行ったんですけども、2回しているちいうのは今日初めて知りまして、なるほどと思ったんですけども、どちらにせよ1年以上、話合いの場を設けておられないので、これこそちょっと早めにしないとですね、後継者の問題があります。

果樹部会役員にも、ちょっと私が属している関係でですね、果樹部会の中で、JAあしきた全体の果樹部会の動向についてアンケートを取っております。昨年の10月にしておりますが、その中でちょっとショッキングといいますかね、そういう数字が出ておまして、10年後ですね、10年後ぐらいには、おおよそ現在の部会員数の58%ぐらいになる見込みです。

まさに3分の1以上の方がですね、高齢化もしくは何らかの理由で経営を断念しようかなと思っている。できれば、どなたか継いでいただければということでは思っておられる方が多いとは思うんですけども、なかなか担い手になる人がですね、育たないし、現在の農地の形状であれば、モノレール主体のミカン山では、ちょっと経営がなかなか難しいような感じになっております。

ぜひですね、前も一般質問でも言いましたけれども、水俣・芦北町ではですね、大規模な農地を確保して、大規模農業も育てていかなければというふうに頑張っておりますので、この人・農地プランこそですね、農地については大規模農業の適地ですね、を早急に皆さんで協力し合いながら、どうにか次世代の農家を育てるべくしていただかなければ、本当に困るというような形になるんじゃないかと思えます。

我々は、一農家の立場でしたら中堅農家に分類すると思いますが、あと10年後ですね、不知火海沿岸の一带の日本一の産地であるデコポンとか甘夏とかが、最悪の場合、滅んでしまうような感じになるのではないかと非常に心配しているところです。

大事な農業のですね、収入源の一つを断たれてしまうような形になりますので、これはぜひ積極的に、今まで以上にですね、スピードアップをしてやっていただきたいなと思うところです。

要望ばかりですね、一応言いまして無理難題もありましたけれども、ことわざでですね、「角を矯めらおうとして牛を殺す」という言葉があるそうで、これはあまりですね、細かいところの欠点を直そうとして、大事なことを失ってしまうということのたとえだそうです。

我が町、津奈木もですね、真面目に取り組むことは取り組まなければいけませんけれども、もう少し大胆にスピードアップをしてですね、まちづくりに邁進していかなければ、非常に町民の皆様が困るのではないかと思いますので、よろしく願います。あれ、2番があっただけ。ちょっと暫時休憩いいですか。

○議長（川野 雄一君） 暫時休憩致します。

午前10時45分休憩

午前10時46分再開

○議長（川野 雄一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

4番、本山真吾君。

○議員（4番 本山 真吾君） 不手際がありまして大変申し訳ございませんでした。農家の実情は、今、話しましたとおり、非常に厳しいものとなっております。高齢化に向けて何か次なる施策ですね、そういうものについて考えはないのか、町長の御意見を賜ればと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（川野 雄一君） 町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 全般的な話になろうかと思えますけれども、これは農家の高齢化、果樹系が非常に難しいということ、これは日本全国的な傾向だろうというふうに思いますが、私としては、農家だけじゃなく、津奈木町としては、農林・水産・漁業、あるいは商業、それらの産業を一緒くたに考えながら津奈木の発展を考えているということで、具体的には、今、令和5年度予算が提示して皆さんに説明しております。それがいい点。

そして、悪い点。いろいろ切磋琢磨する農業の方、商業の方、町がどうのこうのじゃなくて、一生懸命働く人、ある程度、農家は農業で農業収入を上げようと意欲がある、こういうことがまず第一だろうというふうに思いますし、それを応援するのが町だろうというふうに思っておりますので、そういう関係でやっていきたいなというふうに考えております。

○議長（川野 雄一君） 4番、本山真吾君。

○議員（4番 本山 真吾君） 私が心配することを言うまでもなく、十分考えはあられるのかとは思っております。また、日頃の予算のつけ方についても、ここ数年は非常に手厚い予算のつけ方をしていただきまして、感謝する農家の方も多んじゃないかと思っております。ただ、今申しましたとおり、もう危機迫る状況で農家もやっております。また、先ほども一応ちらっと言いましたけど、中堅世代、または40代・30代の若手農家も、この地で農業を進める。農業に限らず、林業、第一次産業に携わる漁業の方々も、そういう思いで一生懸命頑張っている。そこに行政が向上として入り込むわけですけれども、今まで以上のスピードと今まで以上の異次元の政策、岸田さんが言われます異次元の政策を打っていただかないと、なかなかこれは食べていくのも難しいような状況ですので、これは毎回毎回言うような話になるかと思えますけれども、ぜひ、もっともっと頑張って予算をつけていただけるように知恵を絞っていただければと思います。

ちょっと質問の内容がまた複雑になってしましまして、拙いような質問になってしまいましたけれども、令和5年度ももう少しして始まります。4月には統一地方選挙で我々議員も町民の審判を受けるといいますか、そういう形になって、また再びこの議場で皆さんとお会いしまして、

そして、また、行政方針についてけんけんがくがくの議論をできればと思っておりますので、よろしくお願ひしますということで、本日の質問は締めさせていただきますと思います。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 以上で、4番、本山真吾君の質問を終わります。

○議長（川野 雄一君） 次に、3番、宮嶋弘行君の質問を許します。3番、宮嶋弘行君。

○議員（3番 宮嶋 弘行君） おはようございます。3番、宮嶋弘行です。議長のお許しがありましたので、通告しましたとおり、順次質問させていただきます。

今回で私の1期目の最後の質問となります。執行部に対しては無理難題の質問を多々させていただき、真摯に答弁していただいたことに感謝申し上げます。ただし、町としても、この4年間というものは非常に想定外の出来事ばかりで、町が一丸となって取り組まなければ乗り越えられない大変な4年間であったと思います。しかしながら、これからもまだまだ大変な状況は変わりません。町の発展と町民の幸せを第一優先課題として今後も努力していただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

それでは、早速、マイナンバーカード取得について伺います。

①のマイナンバーカードは、マイナポイントが付与されるカード申請が2月末に締め切れ、マイナポイントの申込期限が5月末までとなっている。本町のカード取得状況は他の自治体と比較してどのような状況にあるのか。また、町での利用は十分に利用できるのかを伺います。

○議長（川野 雄一君） 住民課長、諫山吉光君。

○住民課長（諫山 吉光君） お答えを致します。

まず、マイナンバーカードの取得状況についてお答えします。

総務省では、全国のマイナンバーの申請状況を3月5日現在75.1%、7割を超えたことを発表しておりますが、2月末現在の交付率——交付率といいますのが、これは実際にカードを個人が受け取った率になります。これでいきますと、国が63.5%、熊本県が64.8%、津奈木町が58.7%となっており、熊本県が国の平均より少しだけ高く、津奈木町は熊本県より約6%ほど低い状況となっております。

あと、町での利用状況ということですが、まず、顔写真つきの証明書ということで、身分証明書として本人が確認できること、例えば、役場の窓口で住民票などを取得される際に本人を証明するものが求められますが、運転免許証等がない人はマイナンバーカードを1枚提示すると本人証明ができることとなっております。また、本年4月からは、全ての医療機関でマイナンバー保険証として受診ができることとなっておりますので、これに対応できるよう、医療機関や薬局は準備が進められています。

今後は、住民票の交付、転入転出の手続など、各種行政手続がオンライン申請できることが予定されていますし、自動車運転免許証としての利用なども検討されています。

以上になります。

○議長（川野 雄一君） 3番、宮嶋弘行君。

○議員（3番 宮嶋 弘行君） 今、担当課長のほうから取得率ということを一応伺いました。全体的に、国、県、町、その中で町のほうがちょっとやっぱり低いのかなという感じで今聞きましたけど、先ほど、そのパーセントでほかの市町村との比較というのがどうだったのかというのは伺っていないもんですから、よかったらそこら辺、分かったら教えてほしいんですけど、分かりますでしょうか。

○議長（川野 雄一君） 住民課長、諫山吉光君。

○住民課長（諫山 吉光君） お答えを致します。

津奈木町のほうの熊本県での交付率の順位としましては、45市町村中40位ということになります。ただし、津奈木町においてはスタートのほうが悪い状況にありましたので、令和4年4月から現在までの伸び率というのを示してございますけれども、これでいきますと、津奈木町のほうが約1年間で28.56%伸びたということで、45市町村中18位ということになっております。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 3番、宮嶋弘行君。

○議員（3番 宮嶋 弘行君） ありがとうございます。40位という数字がどうなのかというと、なかなか大変なのかなという気がします。伸び率はすごくいいみたいですから、今後、また期待したいなと思っていますけど、先ほどの利用に関しても一応説明を伺いました。本当にマイナンバーカードというのが、今後、本当にそういう利活用がしっかりとされることを私は期待したいなと思っています。

そこで、マイナンバーカード、これをやっぱりもう皆さん、勘違いされる可能性があるのかなと。それは何でかということ、先ほど、一般の報道等が2月末までですよと、5月末までポイントが還元ですよと、そういうスパンの報道がされています。そうしたときに、私たちとしては「その後はもう取得はできないんじゃないか」とか、そういう妙な勘違いをされる可能性がありますけど、もし、今後、マイナンバーカードを取得していない人、それ、今までの同様の取扱いなのかを伺いたいと思います。

○議長（川野 雄一君） 住民課長、諫山吉光君。

○住民課長（諫山 吉光君） お答えを致します。

先ほど、津奈木町の交付率が2月末現在で58.7%と答弁致しましたが、カードの申請をさ

れていて、まだ受け取りに来られていない方とかまで含めると、約65%の方が作成されているかと思えます。それでもまだ、議員言われますとおり、約35%の方が取得をされていないこととなりますので、これからは、マイナポイントのもう申請とかはできない、申請はできますけど、マイナポイントはつきませんけれども、これからは引き続きカードを取得していただきますよう、町としてはサポートをしていきたいと思っております。

以上になります。

○議長（川野 雄一君） 3番、宮嶋弘行君。

○議員（3番 宮嶋 弘行君） ありがとうございます。今のマイナンバーカード、これに関してはいろんな憶測というか、個人的にいろんな心配をされる方がいらっしゃいました。私も伺ったら、個人情報の問題がちょっと心配されるとか、その後は、先ほどありましたけど、マイナンバーカードをつくることによってどれだけのメリットがあるかというのを十分、町民の方もまだ理解されていないというのが一つありました。それと、今後の取得率に関しては、そういうことをしっかりと伝達というか、周知させていかないとなかなか伸びづらいところもあるのかなというのを感じています。そういった点で今後もよろしくお願ひしたいと思ひます。

次は、②の政府が「ほぼ全国民」のカード取得を目標に掲げ、交付率の高い自治体に対して地方交付税の上乗せ配分の方針を聞いています。交付率を上げるための町の取組と今後の考えを伺いたいと思ひます。

○議長（川野 雄一君） 総務課長、吉澤信久君。

○総務課長（吉澤 信久君） お答えを致します。

地方交付税についてですけれども、総務省の通知によりますと、地域デジタル社会推進費の増額分、500億円ですけれども、マイナンバーカードの取得交付率も活用して、マイナンバーカードを利活用した住民サービス向上のための地域のデジタル化の取組における財政需要を的確に地方交付税の算定に反映するというふうにされているところです。

具体的には、地域のデジタル化の基盤となるツールであるマイナンバーカードの普及率が高く、マイナンバーカードを利用した取組に係る財政需要が多く生じると想定される市町村の経費をマイナンバーカードの交付率に応じて割増をするもので、マイナンバーカードの交付率が上位3分の1の市町村が達成している交付率以上の市町村、その交付率に応じた割増率を掛けまして算定するということとされているところです。

マイナンバーカードを利活用した取組の例と致しましては、各種証明書のコンビニ交付サービス、それから、行政手続のオンライン化、図書館カードとしての利用、地域公共交通における利用などが検討・想定されているところでございます。

本町では、交付率を上げるための取組と致しまして、マイナンバーカード交付のための夜間窓

口、それから休日窓口の開設、また、NTTドコモ様とタイアップをしまして、昨年9月には文化センターで2日間、11月のふれあい祭りの際に2日間、マイナンバー交付申請窓口の開設・設置などを実施しておるところでございます。

町としても、交付率を上げるために今後検討をしていかなければならないというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 3番、宮嶋弘行君。

○議員（3番 宮嶋 弘行君） 今、総務課長のほうからお話があったとおりの今考え方というのが国のほうもされているということですから、私もそこら辺をちょっと述べようかなと思ったんですけど、町としては本当に夜間受付、それと休日などの対応をされています。苦勞をすごく感じています。これは、強制的というのが今はなかなかできないという考えも出ていると思います。

先ほど、総務課長からありましたように、交付率上位の3分の1市町村というのが、まずは基本的に交付率に応じた割増率ということで算定されると。その交付率が上がるほど自治体の経費が増えると見て手厚くするということが伺っていますが、これは各自治体間の競争をあおっていると、非難の声も上がっています。私としても、交付税割増し等を耳にすると、町の財政上、非常に敏感にならざるを得ないというところを感じています。町の財政上、少しでも努力をせざるを得ない、そういった現状をしっかりと受け止めていただけたら、少しでも交付税が津奈木町に落ちるようにお願いしたいなと思っています。これに関しては、鳥取県では反対の意見も提出されています。町の財源が潤うためにも努力せざるを得ないということで、担当課としてもまた今後も大変御苦勞をかけますが、よろしくお願いします。

ちょっとダブった話になりましたけど、次行きます。③の取得を促すために、町独自のインセンティブの考えはないかを伺いたいと思います。

○議長（川野 雄一君） 総務課長、吉澤信久君。

○総務課長（吉澤 信久君） お答えを致します。

マイナンバーカード活用を普及させるためには、普及促進と利活用拡大、この2つの軸で取り組まなければならないと、取り組む必要があるというふうに言われております。

普及促進では、カードを申請する動機づけとなるインセンティブ施策として、ある町では地域振興券の配布とか、地域で使えるポイントの特典の付与などが挙げられます。また、利活用拡大の観点では、繰り返し利用する動機づけとなるインセンティブ施策として、利用者の特典、割引、既存カードとの併用、オンライン申請による利便性の向上などが挙げられると思います。

普及促進、利用拡大のどちらと致しましても、普及を促すために有効な施策であると思いますけれども、今後は特に利活用拡大について検討をしていかなければならないというふうに考えて

おります。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 3番、宮嶋弘行君。

○議員（3番 宮嶋 弘行君） 今、普及促進と利用拡大、そちらの2通りが大きなあれになるということだと思うんですが、普及促進をするというのは、逆に言えば、エンジンをぶら下げて「はい、取得をしてください」というのは簡単な話にもなってしまい、それでどうなのかというと、またこれも問題なのかなということだと思います。重要としては利活用、これが一番やっぱり重要になってくるのかなと思いますので、そこら辺をしっかりとお願いしていきたいと。

マイナポイント給付は終了しました。町独自の考え方は、今、総務課長が言われたように、それぞれの対応というのが必要になってくると思います。インセンティブというのは、それぞれの年齢等に対してどうなのか。取得への動機づけとして、他の自治体を参考に検証しなくてはならないと思います。今後、将来での利活用の必要性、先ほど言われました利活用の重要性をしっかりと提供していただいて、これが町民が「やっぱり必要だ」というような気持ちでなるようにしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

それでは、次に、重盤岩への上り階段について伺います。

①で、現在、重盤岩へ上るには四季彩横の阿蘇神社上り口とモノレールのみとなっています。中学校側からは頂上付近で立入禁止となり、木橋においても立入禁止となっていました。今後の計画と解除の予定を伺いたいと思います。

○議長（川野 雄一君） 総務課長、吉澤信久君。

○総務課長（吉澤 信久君） お答えを致します。

重盤岩の遊歩道につきましては通行止めとしておりまして、皆さんに大変御迷惑をかけているところだと存じております。

まず、中学校側からの頂上付近につきましてですけれども、これは令和2年7月豪雨により崩落しました。その後、大型の土のうで応急復旧をしておりましたけれども、現在はもう大変危険であるということで判断しまして、約100メートルにわたって通行止めにしておるところでございます。本復旧するには、相当多額の復旧費がかかるということ、また、近くに迂回路もあるということから、安全確保のため、この箇所については通行止めの解除はしないこととしております。

また、2番目の木橋についてですけれども、現在、柱や板材、こちらが腐食して通行に支障が出ており危険であるということで、本年度、昨年、通行止めとしておるところです。来年度の当初予算でも計上させていただいておりますけれども、令和5年度で設計業務委託を行いまして、令和6年度でこの木橋を解体して、木橋に関わる遊歩道の整備を行っていききたいというふうに考

えております。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 3番、宮嶋弘行君。

○議員（3番 宮嶋 弘行君） 今、説明の中で、大分被害があっているということだったんですけど、私もちょくちょくと重盤岩には登らせていただいています。結局、季節柄、3月、4月と、今はもう本当、重盤岩を見たらもう今は桜が満開の状態が目に移りました。そういう時期には、私たちとしてはどうしても心も体もやっぱり動きたくなるというか、そういうところを求めたくなります。私自身も体力的にも衰えていますので、そういうときには健康上の努力としてできるだけそういうふうを利用して登りたいなと思っていますので、そういったところを質問させていただきました。

季節柄、町外からも訪ねられることがもう多々多いと伺っています。登ってからの立入禁止という状況に関しては残念な思いがしているわけなんです。登り口に案内表示等で対応していただけたら「なるほど」ということで、せっかく登ろうとしている人に対しては親切に対応できるんじゃないかなという気がしています。

舞鶴城公園の駐車場も私見てきました。そうしたら、立派なトイレがきれいに出来上がって、本当にもう気持ちいい環境になっています。それだけ魅力ある場所、津奈木のシンボルの場所であるということは認識しているわけなんですけど、そういう全体的な重盤岩の舞鶴公園も含めて、ルート案内等も含めてしっかりと検討していただきたいなと思っています。

今回、予算のほうで令和5年度当初予算にも計上されています。先ほど、総務課長からありました。設計と施工で2年ぐらいかかるというような、これはやっぱりちょっと待つには長いなという気がしますので、できるだけこういう施工は町のシンボルとして早急にスムーズに施工されるようお願いしたいなと思っていますので、よろしくをお願いします。

最後に、少子化問題対策について伺います。

①の山田町政において少子化対策は大きな施策の一つとして重要となっています。国も重要課題として取り組んでいるため、歩調を合わせるためにも重要施策であると認識しています。町は今でも手厚く取り組んでいるが、もっと新たな施策が必要と思われるが、町長の考えを伺いたいと思います。

○議長（川野 雄一君） 町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 少子化対策につきましては、私の選挙公約といたしますか、それに入っているところがございます。施策でいろいろ私も18歳まで医療費無料とか、出生祝い金とか、いろいろ今までなかったことを打ち出してはきております。それに関しましては、全国的に割と早かったんじゃないかなと思っておりますが、今後も、出生祝い金10万円とか、子供さん自体に

それが行っているのか、ある程度検証しながら、本当に世帯の生活費として使われているのか、子供さん自体にといいですか、子供さん自体に本当に届いているのかということを見極めながら、子供に直接届けるようなそういう施策もちょっと考えていきたいなというふうに考えているところです。

○議長（川野 雄一君） 3番、宮嶋弘行君。

○議員（3番 宮嶋 弘行君） 当初述べましたように、町長の施策というのは本当にこれからの津奈木町を支えるために大きな少子化対策というのは必要なところでありますので、それを町長はもう本当に前向きに捉えられているんじゃないかなと思っています。令和5年度施政方針の中には、新たな出産・子育て応援交付金、妊娠・出産後のそれぞれの5万円給付、これは国からの方針でもありますけど、それも一応、町としては予定しているということになっています。これに加えて、また少子化ってなるといろんな施策が幅広く取り組まないと、施策というのは難しいのかなという、少子化には対応が大変な状況なのかなと。ただお金を先ほど言われるように出せばいいという問題もですけど、町のそういう少子化の環境づくり、そういったことも大切なかなと思っています。そういった面で、今後、少子化対策に対して、そういう多方面な考え方の中に、若者が働く場所があることも大切な役割ではないかなと思っています。

現在、熊本県では、TSMCが進出したことにより、非常に活気づいています。もし関連事業所が私たちの町へも誘致の要望等があった場合は、工業団地等としての対応はどのように考えているかを伺いたいと思います。

○議長（川野 雄一君） 町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 県北の方にTSMCが進出して、また第2弾ができるような話も出ておりますが、そのような中で、若者の雇用、これも私というか、企業の育成とかありますとおり、出生率もそうですけど、出生率というのは、経済的安定があって、そして結婚して、そして出産することによって出生率が上がると。これはもう方程式がございますので、それにのっとれば、若者の経済安定、これが必要だろうというふうに思っております。

TSMCさんの例えば関連会社とか、あるいは下請とか、サプライチェーンとか、そういうのが津奈木町に来るということなら歓迎をしたいというふうに、工業団地もちゃんとありますから、そのように考えております。積極的に考えております。

○議長（川野 雄一君） 3番、宮嶋弘行君。

○議員（3番 宮嶋 弘行君） 少子化対策には何が有効なのかというのはなかなか難しいというところが私も感じています。町長としても、今、ありましたように、勇気と判断を求められるのかなと思っています。ぜひ、チャンスがあればつかみ取るように努力していただければありがたいかなと思っていますので、今後もそういった情報等をしっかりと取り入れてほしいなと思っ

ています。

これから私のほうで少子化に対するほかの参考事例をお話しさせていただきたいと思います。

これは報道等でも皆さん耳にされていると思うんですが、新潟県では全国初の入園・入学児への5万円支給が決議されました。子供の成長の節目には、保護者にとっては大きな出費がかさみ、本当にありがたい支援ではないかと思います。また、岡山県奈義町では、子育て支援として、若者向けに家賃を低くした住宅支援や定住促進住宅の充実を行い、また、奨学金制度についても、町へ帰ってきた場合は返納しなくてもよい制度など、少子化対策を多数打ち出し、出生率は全国トップクラスの2.95となっています。出生祝い金は津奈木町と同額で10万円です。人口は5,700人と小さな町ですが、高齢化率も高いと。ただ、そこに生産年齢人口が増えているところで、非常に子育て世代から注目を受けている町です。

私がいろいろ今町長にお願いしているわけなんですが、ここだけが私感動したところなんですが、私が一番感動したというのは、この奈義町の町長の考えですけど、「子供がこの町を離れても、魅力ある素敵な町として帰りたい気持ちになれるような元気な町であり続けることである」ということを言われていました。私たちもそういった元気なまちづくりがもう本当に必要だと、それが私たちの津奈木町という面で若者にも希望を与えるんじゃないかなというのをすごく感じました。

岸田総理も、この町には視察されています。政府の考えとしても、異次元の少子化対策として参考にされていると思います。津奈木町としても町長の施策は重要であり、将来を見据えた大切な施策であると同感しています。1つのことを実施することでお金を捻出しなくてはならないですが、ある程度は将来への投資として必要ではないかと思いますので、一歩進んだ先進的な町になるように、これからも前向きな取組をお願いし、最後に私の質問を終わらせていただきます。

○議長（川野 雄一君） 以上で、3番、宮嶋弘行君の質問を終わります。

.....

○議長（川野 雄一君） ここで、議場内換気を行いますので、5分間休憩を致します。25分から始めたいと思います。暫時休憩致します。

午前11時19分休憩

.....

午前11時25分再開

○議長（川野 雄一君） 休憩前に引き続き、会議を行います。

次に、2番、新立啓介君の質問を許します。2番、新立啓介君。

○議員（2番 新立 啓介君） 皆さん、おはようございます。2番、新立啓介です。議長のお許しがありましたので、通告しましたとおり、順次質問を致します。

まず最初に、里道・水路の維持管理についてお伺いを致します。

令和3年9月定例会一般質問で、里道・水路の維持管理について質問をさせていただきました。質問の要旨は、高齢化が進展している中、地域での共同作業も厳しくなっているため、町での対応はできないかというものでした。そのときの建設課長の答弁は、従来どおり、町からの材料支給等を行い、地域で維持管理をお願いしたいとのことでした。その後もこの方針に変わりはないのかお伺いをしたいと思います。

○議長（川野 雄一君） 建設課長、下川秀美君。

○建設課長（下川 秀美君） お答えを致します。

里道・水路等の法定外公共物の維持管理は、以前より地域住民による維持補修や清掃等をお願いしているのが状況です。

今後も、維持管理する上で補修や修繕に必要な資材は、津奈木町原材料支給実施要綱に基づき、予算の範囲内で支給致しますので、引き続き、良好な状態に保持するために地域等で維持管理をお願いしたいと思いますので、方針の変わりはありません。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 2番、新立啓介君。

○議員（2番 新立 啓介君） 方針の変わりはないということでございます。今回の補正予算で浜崎地区貝塚里道補修工事100万1,000円、予算が計上され、可決をされましたけれども、地域住民や本里道を利用される方々にとっては大変よかったと思っております。私も当該現場を見に行きましたが、地域住民で復旧できるレベルではありませんでした。町内には、ほかにも地域住民で補修できず放置されている被災箇所等があると思います。過去においては、里道・水路も農業用施設等補助災害復旧工事や河川補助災害復旧工事で実施したこともありますが、採択基準を満たさないものについては受益者により工事をされております。今回、このように町で対応する基準が設けてあるのかないのかをお伺いしたいと思います。

○議長（川野 雄一君） 建設課長、下川秀美君。

○建設課長（下川 秀美君） お答えを致します。

前回の一般質問のときにもお答えしましたように、多数の方が利用されて生活に密着した公共性のある里道・水路については、その機能を維持するための復旧、または、本施設が原因により隣接する住宅のほうに被害を及ぼす予定がある場所については災害復旧等で対応していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 2番、新立啓介君。

○議員（2番 新立 啓介君） それでは、2番のほうの質問に入っていきたいと思います。

津奈木町法定外公共物管理条例は、禁止行為と使用等の許可に関する事項が主な内容で、管理に関する事項がありませんが、追加の予定はないのか。例えば、条例の目的に、「住民が里道を地域共通の財産として認識をする」、「行政と住民と一緒に管理活用をする」、「持続可能性を高める認識を持ち、環境の保全を図る」というような文言を入れて、例えば、第1条、「この条例は、地域における共通財産である里道等の管理及び活用を町民と町が協働で行うことにより、法定外公共物の適正な利用及び環境の保全を図り、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする」というような文言に代えて、町と地域住民が協働でやりますよという趣旨の条文を入れてはいかがか。また、機能の維持に関しても、「里道等が地域共通の財産であることを認識し、町長が行う維持及び管理に協力するよう努める」というような文言を追加してはどうかというふうに考えております。また、施行規則で、町に対応と地域対応の区分を明示してはどうかというふうに思っております。対応を行う区分として、一つの提案でございますけれども、各地区で重要な水路、里道、先ほど建設課長が申しましたけれども、その地域にとって重要な里道であったり、水路であったり、そういうのは災害で対応しますよということでもありますけれども、地区で重要な里道・水路を選定をしていただいて、地区で選定した里道・水路を地区のコミュニティー道路、またはコミュニティー水路として町道等に準じた補修工事は町で行い、環境整備等を地域が行うように地区の負担軽減を図っていただけないかというふうに思っております。その他の水路については、従来どおり、材料支給等により地域または受益者が補修を行うというようなことで、実際、何でもかこういことを申しますかということ、お盆前の道路愛護作業を見ても、高齢化により各地区の作業範囲もかなり縮小をしております。実際、継続が難しい地区もあるんじゃないかというふうに思っております。町長もこの件については各地区の現状を認識されていると思いますので、各地区の負担軽減と住民生活の向上のためにも前向きな対応をお願いしたいと思いますが、これについては条例改正になりますけれども、そういった考えはお持ちでないかお伺いを致します。

○議長（川野 雄一君） 町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 里道・水路の管理のことでございますので、里道・水路の主に里道だと思いますが、里道の管理につきましては、さっき言われました財産管理、それと機能管理、この2つがございますので、質問の内容では機能管理だろうというふうにちょっと考えました。

里道・水路につきましては、利用者が近場の地域住民に限定されている。不特定多数じゃありませんので、それを踏まえてから、従来から慣習として地元住民が維持・清掃などが行われてきたところでございます。

現在、議員も御存じだと思います。地域と行政の役割分担、地域がするもの、あるいは役場がするものって。いろいろ町でやっているのが、今、町の材料支給でございます。里道・水路とい

うのは法定外でございますので、地域利用者と行政、その役割分担を町としてはお願いをしているところでございます。町としては、法定、法定内というか、法定公共物を第一に考えておりまして、法定外公共物については、今の条例で私は足りるというふうと考えているところでございます。

○議長（川野 雄一君） 2番、新立啓介君。

○議員（2番 新立 啓介君） 町のほうの考えは従来どおりということで、実際、超高齢化をしておりますので、そういう各地域でのいろんな共同作業、難しくなっております。今現在、高齢化率も50%を超えておる地区もありますけれども、そういうことでなかなかこういう作業が難しくなっておりますので、もう駄目だよという考えじゃなくて、今後、必要に応じて見直し等もやっていただきたい。これも地区の方々の切実な願いだと思いますので、前向きな検討をお願いをしたいと思います。

じゃあ、次の森林伐採後の植林についてお伺いを致します。

戦後伐採された森林が伐期を迎え、町内でも伐採された山林を各所で見かけます。木材搬出用の道路が山肌を削り、むき出しになっており、豪雨による災害が起きないか危惧されている町民の声も多く聞きます。

平成28年5月の森林法改正により、平成29年4月以降、伐採及び伐採後の造林計画の届出を行った者は、事後に市町村長へ伐採後の造林に係る森林の状況報告が必要になりました。

また、令和3年9月の森林法施行規則の改正により、令和4年4月以降、立木を伐採するときは、事前に伐採及び伐採後の造林の届出を、伐採が完了したときは、伐採に係る森林の状況報告、造林が完了したときには、伐採後の造林に係る森林の状況の報告の提出が義務づけられております。

町民が心配されております伐採後の造林・植林の現状についてはどうなっているのかお伺いを致します。

○議長（川野 雄一君） 農林水産課長、坂本輝一君。

○農林水産課長（坂本 輝一君） お答えを致します。

森林の伐採につきましては、議員が今申し上げられたとおり、森林法第10条の8の規定によりまして、森林所有者等は、地域森林計画の対象となっている民有林の立木を伐採するには、市町村長に森林の伐採及び伐採後の造林の届出書を提出しなければならないとなっております。この届出書が提出された場合については、本町の森林整備計画に定める立木地区の伐採に関する事項と造林に関する事項に適合しているときは、適合通知書を町のほうから発出をしております。

本町におけます伐採等届出書のうち、主伐及び人工造林については、令和2年度から現在まで、届出件数として38件、主伐面積として69.8ヘクタールで、そのうち人工造林の植栽計画が

19件、48ヘクタールとなり、森林面積の約7割が人工造林を行い、残りの3割が天然更新での届出となっております。

令和2年度からの人工造林の植栽状況と致しましては、実施件数が8件、19.77ヘクタール、実施率41%が植栽を完了を致しております。残りの森林につきましては、伐採がまだ完了していない状況であります。

伐採跡地の更新方法につきましては、人工造林による植栽と天然更新とがありますけれども、更新をすべき期間については、人工造林については伐採が終了した日を含む年度の翌年度から2年以内となっております。

本町の森林資源も充実してきており、今後も人家裏や大面積の皆伐による伐採等が増加するものと考えられます。そのため、人工造林による植栽への誘導を図っていくことが必要であると考えております。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 2番、新立啓介君。

○議員（2番 新立 啓介君） 今、令和2年から全体的に38件、69.8ヘクタールということで、造林が現在済んでいるのが8件の19.77ヘクタールですか、ということで、まだまだ造林が終わっておりませんので、町民の方々が見られたときにそういう不安を感じられているのかなど。全体的には48ヘクタールが人工造林をするということで、残りは天然更新ということですので、順次、人工造林の率を上げていただくようお願いをしたいと思います。

それから、無届けの伐採についてはないのかお伺いをしたいと思います。

○議長（川野 雄一君） 農林水産課長、坂本輝一君。

○農林水産課長（坂本 輝一君） 無届け伐採については、本町では原課としては確認を致しておりません。

以上になります。

○議長（川野 雄一君） 2番、新立啓介君。

○議員（2番 新立 啓介君） 無届けがないということで安心をしております。今回、全体で70ヘクタールぐらいの伐採がされております。伐採面積が広いために、町民の方々も災害が起きないか大変心配をされておりますので、町のほうでも森林整備計画に基づいて適正な指導を行っていただいて、町民の不安解消等に努めていただきたいというふうに思っております。

次に、3番のグラウンドゴルフ場、多目的広場の整備についてお伺いを致します。

令和4年9月定例会一般質問で、幼稚園横の資材置場をグラウンドゴルフ場、多目的広場に整備できないか質問を致しました。町長の答弁は、災害時でも利用できる多目的広場であれば検討したいとのことでしたが、令和5年度の当初予算にも計上してありませんでしたけれども、検討

されたのかお伺い致します。

○議長（川野 雄一君） 町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 以前の一般質問に対して、そのように多目的広場で検討したいということで答弁したというふうに考えております。

そこで、建設課にその広さ、あるいは仕上げの程度、それを協議しながら、設計あるいは試算をしていただきました。広さと仕上げ方法によって費用がかなり異なりますので、町単独工事ということで考えていますので、現在、災害復旧工事に予算を集中してつぎ込んでおりますので、災害復旧工事が終わりましたら、多目的広場、答弁どおり、そのように前向きに検討したいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 2番、新立啓介君。

○議員（2番 新立 啓介君） 今、令和2年7月豪雨災害、なかなか業者さんも大変な思いをされながら復旧工事をされております。まだまだ復旧ができていない箇所も多々ありますので、そちらが最優先だと考えておりますので、町長のほうから答弁いただいたように、復旧のほうに直ちに取りかかるといいますか、行うということを受けまして、大変ありがたいと思っております。

私も、その広さ、仕上げの程度、当初は表土をはぎ取り、土を入れて固めて砂をまく程度でいいんじゃないか、そういう広場でいいんじゃないかというふうに考えておりますので、グラウンドゴルフをされる元気な高齢者の方々は、切実な要望でもありますので、よろしく願いをしたいと思えます。

次に、4番の振興計画についてお伺いを致します。

施政方針で触れられましたが、第9期津奈木町振興計画後期計画は令和5年度が最終年度になります。この間、令和2年7月豪雨災害や新型コロナウイルス感染症などにより、計画の中止や延期などがありました。今回の補正予算でも減額補正した事業がありましたが、振興計画主要プロジェクト「住みたくなるまちづくり事業」4つの重点施策は、町長の公約でもありますが、計画に掲げた具体的な実施事業は令和5年度までにほぼ100%、取組が行われるという認識を私も持っております。しかしながら、事業に取り組んだものの、効果があったもの、なかったもの、薄かったものとか、進捗状況により、問題点や課題もあると思えますけれども、町民の幸福度や所得向上に今後どうつなげていくのか。これまでの進捗状況及び成果並びに第10期計画策定に向けた諸課題について伺いたいと思えます。

○議長（川野 雄一君） 政策企画課長、荒川隆広君。

○政策企画課長（荒川 隆広君） お答えを致します。

議員お尋ねの件につきましては、令和5年度中に作成します第10期津奈木町振興計画に掲載

することとしております。

まず、これまでの進捗状況ですけれども、第9期計画は平成26年度から令和5年度までの10年間の計画になります。10年間の実施率を100%として、決算の出ております令和3年度までの8年間の実施率を80%を目安としてみますと、今現在の実施率、全体で73.4%で、80%から6.6%下回っているという状況になります。

また、計画部門ごとに見ますと、23の計画がございますが、うち16計画が80%を現在下回っております。また、そのうちの3つの計画につきましては50%を下回っているという状況でございます。

成果につきましてですけれども、23の計画部門ごとに担当課で効果検証し、整理しますので、時間をかけた作業を予定しております。また、成果説明につきましても時間を要しますので、これにつきましては、令和5年度の第10期計画策定の中で議員の皆様にも説明の時間を設けたいと考えております。

また、計画策定に向けての諸課題につきましてですが、第9期計画においては、3つの項目で課題を洗い出しております。1つ目が行財政改革の推進、2つ目が人口減少・少子高齢化の対応、そして、3つ目が安全・安心して住める防災・環境整備、この3つを諸課題としております。第9期計画は令和5年度が最終年度になります。しっかりと実施率を上げて、効果検証を行い、諸課題につきましても、令和6年度から令和10年度までの前期計画、5年間、ここに何を大きな課題として捉えるのか、これまでの状況と将来の展望に基づいて計画策定の中で整理していきたいと考えております。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 2番、新立啓介君。

○議員（2番 新立 啓介君） 今、進捗状況、お伺い致しました。令和3年度までの80%目安、目標、73.4%と若干下がっているということで、計画については5割を切っているというようなことでありますけれども、令和5年度、まだ1年間ありますので、その分については頑張っていたきたいというふうに思っております。

今回、振興計画を聞きましたのも、実際、10期計画をどう持っていくのかということで我々議員のほうも考えておりますので、そういった反映できればというふうに思っております。実際、活用が十分でなかった事業など、ニーズがあっても制度的にハードルが高いものとかあると思いますけれども、次期計画では、町の財政事情もあると思いますけれども、効果が十分発揮されるような制度設計等も組み立てていただきたいなと思っております。

また、冒頭の本山議員の質問等でもありましたけれども、農業従事者にしても、女性部の活動にしても、要は人材かなというふうに思っておりますので、よい計画をつくっても、それを実動

に移す、行動に移す人材がいなければ、なかなか事業も進みませんので、人材の育成にも力を入れていただいて、町が発展し、町民の幸福度・所得向上につながるようお願いをして、私の一般質問に代えたいと思います。よろしくお願い致します。

○議長（川野 雄一君） 以上で、2番、新立啓介君の質問を終わります。

○議長（川野 雄一君） 次に、7番、久村昌司君の質問を許します。7番、久村昌司君。

○議員（7番 久村 昌司君） 皆さん、おはようございます。7番、久村昌司です。議長のお許しがありましたので、先日、通告書を提出したとおり、順次質問をさせていただきます。

昨日からマスクの着用は個人に委ねるということになって、少し気持ち的に楽になったような気がします。また、コロナの感染者も減少し、国内外の観光客の往来を受け、これから少しずつではありますが、経済が上向きになっていくのではないかと期待をしているところです。

それでは、早速、質問に入りたいと思います。

まず最初に、四季彩の今後についてという議題で、先ほど本山議員のほうも魅力アップ事業のほうで質問されたと思います。少しダブるところもあると思いますが、お許しをお願い致します。

津奈木町も四季彩周辺魅力アップ事業を去年より立ち上げて、宿泊や交流施設を設けるために施設内の基本設計に取り組んでいます。まだ基本設計が出来上がっていない状態ではないかと思っています。また、令和5年度には実施計画を予算計上されていますが、ただ、少しタイトなスケジュールではないかと思いますが、現在の進捗状況を教えていただければと思います。

○議長（川野 雄一君） 政策企画課長、荒川隆広君。

○政策企画課長（荒川 隆広君） お答えを致します。

本年度の基本計画、基本設計のまず進捗状況につきましては、現在、最終の調整中で、間もなく確認が取れる見込みです。議員の皆様には、改めて時間を設けて説明をさせていただきたいと考えております。

令和5年度の事業につきましても、スケジュールといたしますと、予算のほうに四季彩リノベーションに係る実施設計業務の計上をしておりますが、補助事業でありますので、補助金の交付決定を受けましてから早々に事業に取り組み、年度内には完成するよう努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 7番、久村昌司君。

○議員（7番 久村 昌司君） スケジュール的に大変だと思いますけど、前のほうにスムーズに話が進んでいけたらと思いますけど、いろいろあると思いますので。ただ、先ほどの最初の質問、

本山議員の質問の中でありましたけど、その答弁の中で、初期段階で四季彩本館のほうからまずフロントが必要だということで、まず、トレーラーハウスとかグランピングだのいろいろ話が最初、当初ありましたが、それはなしにして、四季彩の本館からのほうから工事を進めていきたいという話を伺いましたけど、当然、工事が進むとなったら、まず宿泊施設を設けることになったら、もう大分前になるんですけど、前理事長、西川さんが町長のときにそういう話も出たんですよ。そのときに、今の環境で宿泊施設を設けても、勤務時間を考えたら、四季彩では営業はできないという発言をされていたことを覚えておりますが、その辺はどのように考えておられるのか。

○議長（川野 雄一君） 町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 議員のお尋ねの前理事長、西川町長、理事長だというふうにつきましては、根拠は定かではないんですけど、考えるところによりますと、四季彩の指定管理先である津奈木町地域振興公社の勤務体制や宿泊施設の経営に精通した専門スタッフがない組織体では、運営は難しいという趣旨だと推察を致します。

宿泊施設の運営に関しましては、今後は専門スタッフが、これは必要だというふうを考えますし、宿泊施設の経営に精通した組織体制が必要であるというふうに考えております。

○議長（川野 雄一君） 7番、久村昌司君。

○議員（7番 久村 昌司君） 専門のスタッフということは、指定管理者は今、町って言ったらいいのか、で行っているんですけど、ということは、指定管理者を解いて新しく違うところから業者なり入れて運営を始めるといことで解釈してもよろしいのでしょうか。

○議長（川野 雄一君） 町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 今考えておりますが、運営主体は津奈木振興公社と連携体制づくりをつくりながら検討していきたいというふうに、協働といいますか、どういうふうになるかまだ検討する余地がありますけれども、ある程度専門スタッフがいけないことには、振興公社だけでは多分運営できないというふうに考えておりますので、そこは専門のいろいろなアイデア、運営の仕方を一緒になって協議しながらやっていきたいというふうには考えております。

○議長（川野 雄一君） 7番、久村昌司君。

○議員（7番 久村 昌司君） そういう専門の業者とかですか。ということは、例えば、今勤めていらっしゃる従業員の方がおります、館長を含め。ですから、その辺の人たちはそのまんま置いて、新しくその専門の人を雇い入れて運営をするという考え、まだ決まってははいないんですけど、そういう方向性ということで認識してもよろしいのでしょうか。

○議長（川野 雄一君） 町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 認識性としてはそれで結構だというふうに思います。

○議長（川野 雄一君） 7番、久村昌司君。

○議員（7番 久村 昌司君） 分かりました。その方向性ということで、まだ決まってはいないとは思いますが、ただ、従事されている方々がたくさんおられますので、その辺をどうするのか、不安があったものですから、質問をさせていただきました。

それと、改修工事となると、何年か前に大規模改修が行われまして、長期休暇が余儀なくされると思います。現在、四季彩にはたくさんの従業員がいて、休館中の勤務なども考えていかなければならないんじゃないかなというふうに思っています。勤務体制なんかは、役場の職員の方がするわけではなく、現場で勤めていらっしゃる方が勤務体制なども考えていくんじゃないかと思っていますので、今後の構想ではありますけど、もし工事を行うとなると休館になるんじゃないかなという懸念があるんですけど、その辺はどう考えていらっしゃるのか。

○議長（川野 雄一君） 政策企画課長、荒川隆広君。

○政策企画課長（荒川 隆広君） 改修に伴いまして休館になるのではないかと御質問だと思いますが、今回設計を入れますのは管理棟側になりますので、温泉棟のほうは整備を予定しておりませんので、温泉の利用につきましては、受付の窓口ですとか、入場していただくところをちょっと変えるですとか、対応はしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 7番、久村昌司君。

○議員（7番 久村 昌司君） この温泉のほうについては最後の質問をちょっとさせていただきます。

質問というか、この改修工事の件に関しまして四季彩のほうに伺ったところ、全然知らないという、あまり内容的に分かっていないという話を聞きまして、こういう構想があるのに、館長を含め従事されている方は分からないということ、これちょっと仕事をしている、もし自分が仕事をしていて、こういうふうになるよとのを教えてもらっていないというのは、ちょっといかなもんかなと思ひまして、そういう四季彩魅力アップとの関係性や、一人でもいいですから代表してそういう話の場に少しでも説明をするなり、そういう会議の一員として参加させてもらうなり、そういうことを行って、これから話を進めていったほうがよいのではないかと思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（川野 雄一君） 町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 今度、その振興公社の理事会がございます。一応これはまだあくまでも計画でございますので、あまり先走りするわけにもいきませんので、理事会でこういう計画をしていますということで説明はしたいというふうに考えております。

○議長（川野 雄一君） 7番、久村昌司君。

○議員（7番 久村 昌司君） それは、ぜひともそういう話をして、一緒に含めて会議を行っていったほうがいいんじゃないかなと、僕は個人的には思っております。

それでは、2番目に家屋解体の補助金設置について、質問をいたします。

全国的に空き家が増えている状況です。現在では、もう850万戸といえるほど全国的に増加していると聞いております。倒壊するおそれがある家屋も増えて問題になっておって、津奈木町も例外ではないかなと思っております。やっぱり更地にすると税金が高くなるということがネックになっていて、なかなか解体が進まないんじゃないか、それが原因じゃないかなと思っております。

そこで、建て替えるための解体とか、更地を条件とか、そういうのを入れて、傷みがひどく倒壊しそうで、もう著しく近隣に影響を及ぼすような家屋とか解体などに、解体費用の一部を助成する制度を設置してはいかがかと思えますけど、いかがでしょうか。

○議長（川野 雄一君） 建設課長、下川秀美君。

○建設課長（下川 秀美君） お答えをいたします。

私からは、空き家の現状について御説明をいたします。

近年、人口減少や少子高齢化、建物の老朽化等により使用されていない建築物、空き家が増加しております。空き家の所有者や相続管理者が適切に維持管理されていないため、そのままの状態では放置され、倒壊の危険性、公衆衛生の悪化、景観の阻害等多岐にわたる問題が発生し、地域住民の住環境に悪影響を及ぼしているのが現状でございます。

平成26年に制定されました空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、空家等対策計画の策定が努力義務化されたため、本町にどれだけの空き家があるか、職員による現地調査、聞き取り調査を実施しております。

結果は、空き家件数は200件ほどあり、理由といたしましては、高齢化による施設入居、一時的不在であるなどが主な理由です。

また、倒壊の危険性がある家屋が数件あり、隣接する町道等に傾き危険がある箇所については、カラーコーンや夜間に分かりやすいように赤色灯などを設置し、注意を促しております。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 7番、久村昌司君。

○議員（7番 久村 昌司君） 町の状況を聞かせていただきました。

すみません、質問をもう一度よろしいでしょうか。家屋解体の一部、そのままいくと危ないということがありますので、その家屋の解体費用は高額ですので、解体費に係る一部を助成するのは、今、産廃とか高額になってきて、家屋1軒壊すと高額なお金がかかります。その辺に対して家主さんというか、持ち主が解体するのにその一部を助成する制度を設置してはいかがかという

ことでお聞きしたわけなんですけれど、よろしいでしょうか。

○議長（川野 雄一君） 町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 町が補助ができないかという話ですけど、近隣のお隣といいますか、水俣市では、平成30年度に空き家除去促進事業補助制度が制定されております。そしてまた、芦北町では、令和5年度に空き家対策計画を策定して、順次補助制度を設けるための準備等が行われているようでございます。

我が町としても、今後は倒壊のおそれがある危険な家屋等の除去を促進し、町民の安心安全な環境及び保全、地域の活性化を図るためにも、ほかの市町村を参考にしながら検討をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 7番、久村昌司君。

○議員（7番 久村 昌司君） 何でもかんでもお金を出せという思いはありませんけど、やはり家屋が解体して更地にするなどという前提があったら助成はしてほしいかなと思っておりますので、前向きな検討をお願いいたします。

以上で、私の質問は終わりましたけど、4年間の最後の質問となりましたけど、またどうなるか分かりませんが、これで終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（川野 雄一君） 以上で、7番、久村昌司君の質問を終わります。

これで、本日の一般質問を終わります。

○議長（川野 雄一君） 以上で、本日の日程は終了しました。

本日はこれにて散会します。御苦勞さまでございました。

午後0時09分散会

議事日程(第3号)

令和5年3月17日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第6号 津奈木町個人情報保護法施行条例の制定について
- 日程第2 議案第7号 津奈木町個人情報保護審査会条例の制定について
- 日程第3 議案第8号 津奈木町立幼稚園の閉園に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第4 議案第9号 津奈木町報酬及び費用弁償条例及び津奈木町附属機関の設置に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第10号 津奈木町職員の定数に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第11号 津奈木町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第12号 津奈木町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第8 議案第13号 つなぎ美術館の設置及び管理運営に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第14号 津奈木町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第10 議案第15号 津奈木町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第11 議案第16号 津奈木町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第12 議案第17号 津奈木町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第13 議案第18号 津奈木町簡易水道条例の一部改正について
- 日程第14 議案第19号 令和5年度津奈木町一般会計予算
- 日程第15 議案第20号 令和5年度津奈木町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第16 議案第21号 令和5年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第17 議案第22号 令和5年度津奈木町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第18 議案第23号 令和5年度津奈木町介護保険事業特別会計予算
- 日程第19 議案第24号 令和5年度津奈木町恒久対策事業特別会計予算
- 日程第20 議案第25号 令和5年度津奈木町宅地造成事業特別会計予算
- 日程第21 発議第1号 津奈木町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

- 日程第22 発議第2号 津奈木町議会委員会条例の一部改正について
日程第23 議員派遣の件
日程第24 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件
日程第25 総務振興常任委員会の閉会中の継続調査の件
日程第26 教育住民常任委員会の閉会中の継続調査の件
追加日程第1 同意第1号 津奈木町監査委員の選任同意について
追加日程第2 同意第2号 津奈木町副町長の選任同意について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第6号 津奈木町個人情報保護法施行条例の制定について
日程第2 議案第7号 津奈木町個人情報保護審査会条例の制定について
日程第3 議案第8号 津奈木町立幼稚園の閉園に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
日程第4 議案第9号 津奈木町報酬及び費用弁償条例及び津奈木町附属機関の設置に関する条例の一部改正について
日程第5 議案第10号 津奈木町職員の定数に関する条例の一部改正について
日程第6 議案第11号 津奈木町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
日程第7 議案第12号 津奈木町国民健康保険税条例の一部改正について
日程第8 議案第13号 つなぎ美術館の設置及び管理運営に関する条例の一部改正について
日程第9 議案第14号 津奈木町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第10 議案第15号 津奈木町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第11 議案第16号 津奈木町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第12 議案第17号 津奈木町国民健康保険条例の一部改正について
日程第13 議案第18号 津奈木町簡易水道条例の一部改正について
日程第14 議案第19号 令和5年度津奈木町一般会計予算
日程第15 議案第20号 令和5年度津奈木町国民健康保険事業特別会計予算
日程第16 議案第21号 令和5年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計予算
日程第17 議案第22号 令和5年度津奈木町簡易水道事業特別会計予算
日程第18 議案第23号 令和5年度津奈木町介護保険事業特別会計予算

- 日程第19 議案第24号 令和5年度津奈木町恒久対策事業特別会計予算
 日程第20 議案第25号 令和5年度津奈木町宅地造成事業特別会計予算
 日程第21 発議第1号 津奈木町議会の個人情報保護に関する条例の制定について
 日程第22 発議第2号 津奈木町議会委員会条例の一部改正について
 日程第23 議員派遣の件
 日程第24 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件
 日程第25 総務振興常任委員会の閉会中の継続調査の件
 日程第26 教育住民常任委員会の閉会中の継続調査の件
 追加日程第1 同意第1号 津奈木町監査委員の選任同意について
 追加日程第2 同意第2号 津奈木町副町長の選任同意について

出席議員（10名）

1番 大川 貴哉君	2番 新立 啓介君
3番 宮嶋 弘行君	4番 本山 真吾君
5番 上村 勝法君	6番 澤井 静代君
7番 久村 昌司君	8番 柳迫 好則君
9番 村上 義廣君	10番 川野 雄一君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 山下 浩一君

説明のため出席した者の職氏名

町長	山田 豊隆君	副町長	林田 三洋君
教育長	塩山 一之君	総務課長	吉澤 信久君
政策企画課長	荒川 隆広君	建設課長	下川 秀美君
農林水産課長	坂本 輝一君	住民課長	諫山 吉光君
ほけん福祉課長	葦浦 祐一君	教育課長	岡松 辰哉君
会計課長	財部 大介君		

午前10時00分開議

○議長（川野 雄一君） 皆さん、おはようございます。これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 議案第6号 津奈木町個人情報保護法施行条例の制定について

日程第2. 議案第7号 津奈木町個人情報保護審査会条例の制定について

日程第3. 議案第8号 津奈木町立幼稚園の閉園に伴う関係条例の整備に関する条例の制定
について

日程第4. 議案第9号 津奈木町報酬及び費用弁償条例及び津奈木町附属機関の設置に関する
条例の一部改正について

日程第5. 議案第10号 津奈木町職員の定数に関する条例の一部改正について

日程第6. 議案第11号 津奈木町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正につい
て

日程第7. 議案第12号 津奈木町国民健康保険税条例の一部改正について

日程第8. 議案第13号 つなぎ美術館の設置及び管理運営に関する条例の一部改正につい
て

日程第9. 議案第14号 津奈木町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部改正について

日程第10. 議案第15号 津奈木町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部改正について

日程第11. 議案第16号 津奈木町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に
関する基準を定める条例の一部改正について

日程第12. 議案第17号 津奈木町国民健康保険条例の一部改正について

日程第13. 議案第18号 津奈木町簡易水道条例の一部改正について

日程第14. 議案第19号 令和5年度津奈木町一般会計予算

日程第15. 議案第20号 令和5年度津奈木町国民健康保険事業特別会計予算

日程第16. 議案第21号 令和5年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計予算

日程第17. 議案第22号 令和5年度津奈木町簡易水道事業特別会計予算

日程第18. 議案第23号 令和5年度津奈木町介護保険事業特別会計予算

日程第19. 議案第24号 令和5年度津奈木町恒久対策事業特別会計予算

日程第20. 議案第25号 令和5年度津奈木町宅地造成事業特別会計予算

○議長（川野 雄一君） お諮りします。日程第1、議案第6号津奈木町個人情報保護法施行条例の制定についてから、日程第20、議案第25号令和5年度津奈木町宅地造成事業特別会計予算までの議案を一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。したがって日程第1、議案第6号から日程第20、議案第25号までの20議案を一括議題とすることに決定しました。

一括議題とした議案について、お手元に配付のとおり、各常任委員長から審議結果の報告書が提出されております。審査の経過とその結果について、会議規則第37条第1項の規定により、各常任委員長の報告を求めます。

なお、質疑は各委員長の報告終了後、一括して行います。

初めに、総務振興常任委員長の報告を求めます。総務振興常任委員長、久村昌司君。

○総務振興常任委員長（久村 昌司君） 総務振興常任委員長報告を申し上げます。

3月3日の本会議において、当委員会に付託されました案件について、8日間にわたり、審議を行いましたので、審査の経過とその結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました議案は、議案第6号、議案第7号、議案第10号、議案第11号、議案第13号、議案第18号、議案第19号、議案第22号、議案第24号、議案第25号であります。

審議に当たっては、担当課長、課長補佐及び班長等の出席を求め、提案理由の説明を求めながら審議を致しました。

まず、「議案第6号、津奈木町個人情報保護法施行条例の制定について」の審議結果を申し上げます。

提案理由として、改正個人情報保護法の施行に伴い、本町においても個人情報保護法施行条例を定める必要があるとの説明を受け、慎重審議の上採決した結果、全会一致で可決しました。

次に、「議案第7号、津奈木町個人情報保護審査会条例の制定について」の審議結果を申し上げます。

提案理由として、改正個人情報保護法の施行に伴い、本町においても改正個人情報保護法に基づく個人情報保護審査会を設置する必要があるとの説明を受け、慎重審議の上採決した結果、全会一致で可決しました。

次に「議案第10号、津奈木町職員の定数に関する条例の一部改正について」の審議結果を申し上げます。

提案理由として、職員の定年を引きあげることに伴い、職員数の増加が見込まれるため本条例を改正する必要があるとの説明を受け、慎重審議の上採決した結果、全会一致で可決しました。

次に「議案第11号、津奈木町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」の審議結果を申し上げます。

提案理由として、人事院規則の一部改正により、フレックスタイム制及び休憩時間制度の柔軟化の導入が求められ、国が示す条例（案）のとおり改正するとの説明のあと、「昼休み中の窓口当番などは、どのような対応をしているのか。」との質問に対して、「各課に任せていますが、基本的に時間を振り替えて対応しています。」との答弁がありました。

慎重審議の上採決した結果、全会一致で可決しました。

次に「議案第13号、つなぎ美術館の設置及び管理運営に関する条例の一部改正について」の審議結果を申し上げます。

提案理由として、つなぎ美術館の観覧料の適正化を図るため、条例を改正する必要があるとの説明のあと、「観覧料が200円値上がりするがどのくらいの増収になるのか。」との質問に対して、「令和3年度の観覧者ベースで約70万円の増となります。」との答弁がありました。

慎重審議の上採決した結果、全会一致で可決しました。

次に「議案第18号、津奈木町簡易水道条例の一部改正について」の審議結果を申し上げます。

提案理由として、水道料金の改正に伴い、基本料金及び超過料金に係る使用水量を変更するため、本条例を改正する必要があるとの説明を受け、慎重審議の上採決した結果、全会一致で可決しました。

次に「議案第19号、令和5年度津奈木町一般会計予算」中、総務振興常任委員会所管分についての審議結果を申し上げます。

歳入より申し上げます。

款13、使用料及び手数料、総務使用料で、「入魂の宿泊泊料で64万円を計上しているが積算の根拠は。」との質問に対して、「全施設利用の場合1泊4万円で、10日間の4シーズンを予定して160万円になりますが、予算としては稼働率80%の半額を計上しています。」との答弁がありました。

款16、財産収入、利子及び配当金で、「基金については、どのような運用をしているのか。」との質問に対して、「預金及び国債等の債券により運用しており、利息はほぼ債券運用によるものです。」との答弁がありました。

款18、繰入金、ふるさと応援基金繰入金で、「新たに基金を積み立てるときは、条例に基づいて行うということか。」との質問に対して、「条例を制定したことによって募集項目に沿った充当を令和5年度から実施します。基金は全額積み立て、使途項目ごとに管理し、目的に沿った歳出予算に充当します。」との答弁がありました。

次に歳出について、申し上げます。

款2、総務費、企画費の委託料で、「予約型乗合タクシーについて、令和4年10月から町外料金を800円から500円に値下げしたがその効果は。」との質問に対して、「利用実績で見ると令和3年10月から翌年2月までが1,189人、令和4年同時期1,392人で203人増加しています。」との答弁がありました。

また、「既存バス路線への停留所設置には制限があるが、今後の運用はどう考えているのか。」との質問に対して、「今後は制限撤廃も含め幅広く改善策を検討していきます。」との答弁がありました。

工事請負費で、「平国小学校跡地利活用事業の企業誘致の場所はどこか。」との質問に対して、「1階の家庭科室、2階の音楽室と図工室部分をサテライトオフィス棟としています。」との答弁がありました。

また、「工事の完了時期は。」との質問に対して、「令和5年度に完了し、6年度から運用を開始します。」との答弁がありました。

地域振興費、負担金補助及び交付金で、「地域商社推進事業に取り組むメリットと実績はどうなっているのか。」との質問に対して、「前身の事業で創出した30以上の新商品・サービスプランのブランディングや営業・販売を専門的に行う事業推進体として地域商社を設立し、稼げる町を実現します。メリットは、専門性のある事業体の設立により、持続可能なビジネスモデルの創出と町内経済の好循環の創出が可能となることです。今後は、ふるさと納税制度との連携や観光振興を担う機能も追加できればと考えています。」との答弁がありました。

美化事業推進費の委託料で、「舞鶴城公園内の木橋に代わる遊歩道はどのような工法を検討しているのか。」との質問に対して、「木橋は撤去し、取り付け部分の段差を階段にして、あとは遊歩道の予定です。」との答弁がありました。

委託料で、「庁舎周辺の樹木は、緑と彫刻のあるまちづくりで庭も整備しているのに、なぜ一度に切ってしまったのか。鎧ヶ崎公園の樹木も専門業者の意見を聞いて伐採や剪定を行うとのことだが役場内での協議は行っているのか。」との質問に対して、「町長協議を行ったうえで、危険性があるか無いか専門業者に判断いただき、危険性のあるものだけを予算計上しています。」との答弁がありました。

款5、農林水産業費、農業振興費で、「人・農地プランは全地区作成済だと思うが実際の状況は。」との質問に対して、「実質化された人・農地プランは作成済であるがプランの内容の検討・検証まで踏み込んでいません。集落座談会等を行いながら、最終的な地域計画を作成し、事業の推進を図ります。」との答弁がありました。

負担金補助及び交付金で、「熱帯果樹振興事業で今後の青パパイヤの計画は。」との質問に対して、「令和5年度も苗木の補助を行い実証栽培に取り組み、販路等の開拓も積極的に進めてい

きます。」との答弁がありました。

水産業振興費の負担金補助及び交付金で、「マガキ養殖推進事業で町長の主要施策では、オイスターバルへの安定供給を図るため、体制整備を図っていくことが急務であるとあるが内容は。」との質問に対して、「事業開始時には、4事業者でしたが、現在1事業者と生産者が減少し、生産量の増加を図るため、生産体制の整備が緊急の課題です。」との答弁がありました。

負担金補助及び交付金で、「漁船保険助成金が昨年度の50万円から90万円に増額となった理由は。」との質問に対して、「団体ヒアリング時に漁協から要望があり、検討した結果、自己負担の30%補助で計算した結果です。」との答弁がありました。

款6、商工費、観光費の委託料、「四季彩周辺魅力アップ事業で四季彩を宿泊施設にリノベーションすることを町民は知らないと思うが、地域振興公社などとの情報共有はできているのか。」との質問に対して、「令和3年度に基本構想、4年度に基本計画策定を実施しています。コロナ禍等で入館者、飲食部門売上が大幅に落ち込み、今後も客足が戻るとは限らないため、2階大広間を改修し、宿泊機能を追加することで、新たな顧客を獲得し収益を上げたい。併せて、観光客の受入促進と滞留時間延長によって地元にお金が落ちる仕組みづくりを行っていきます。なお、基本計画が完成次第、議会等へ報告します。」との答弁がありました。

款7、土木費、道路新設改良費の委託料、工事請負費で、「町道町原線、町道宇戸永田線の測量設計は完了していると思うが再計上した理由は何か。活用できる成果品は活用するのか。また、町原線の事業費は、当初計画から4,200万円増額の理由は。」との質問に対して、「国庫補助事業を活用するにあたり、道路幅員を5mから4mに変更したことで、測量設計の見直しが必要になり、平面測量、基準点測量は活用できるため除外した委託料を計上しました。町原線の事業費増は、延長増及び資材高騰など実施設計に基づき試算した結果、振興計画策定時より大幅な増額になりましたが、国庫補助事業に変更したことで、一般財源を1,600万円程度縮小できます。」との答弁がありました。

住宅建設費の委託料で、「応急仮設住宅3棟6戸の移設について、広さや機能についてはどうなのか。また、家賃については、何を基準に決めるのか。」との質問に対して、「広さは、町営住宅より狭いが、機能的には設備も充実しています。しかし、仕切りがカーテンのため、扉に変更する必要があるので、基本・実施設計の中で検討します。家賃については、定住促進住宅松岡団地を参考にします。」との答弁がありました。

款8、消防費、防災費の委託料、工事請負費で、「防災行政無線導入の事業内容は。」との質問に対して「整備内容は、屋外スピーカーの設置と有線放送への繋ぎこみを予定しています。現段階では、個別受信機の予算化はしていません。」との答弁がありました。

また、「防災行政無線を導入するのであれば、戸別受信機は必須と思うがいかがか。また、自

主防災組織等での検討は行ったのか。」との質問に対して、「戸別受信機については、維持費に係る経費やスマートフォンの活用を含め、今後関係者と慎重な検討を行っていきます。自主防災組織や議会等との検討については、基本設計で方針が決まり次第、行う予定としています。」との答弁がありました。

以上、慎重審議の上採決した結果、「議案第19号、令和5年度津奈木町一般会計予算」中、総務振興常任委員会所管分については、異議なく全会一致で可決しました。

次に「議案第22号、令和5年度津奈木町簡易水道事業特別会計予算」の審議結果を申し上げます。

歳出で、「公営企業会計移行事務の見通しは。」との質問に対して、「コロナ禍の影響で研修会等には参加できていませんが先進地の芦北町で運営方法等を学んでいます。現在、移行の事務スケジュールを作成し、それに基づき準備を進めています。」との答弁がありました。

慎重審議の上採決した結果、全会一致で可決しました。

次に「議案第24号、令和5年度津奈木町恒久対策事業特別会計予算」は、慎重審議の上採決した結果、全会一致で可決しました。

次に「議案第25号、令和5年度津奈木町宅地造成事業特別会計予算」の審議結果を申し上げます。

歳入で、「令和4年度に販売が増えた要因は。」との質問に対して、「補助制度の拡充により、子育て世帯等の購入が多くなっています。SNSや新聞折込チラシなどの広報も一助になっています。」との答弁がありました。

慎重審議の上採決した結果、全会一致で可決しました。

最後に、三ツ島海水浴場監視カメラ設置工事、宇戸永田線道路改良工事、旧平国小学校屋内改修工事、残土処理場、町道辻線排水施設改良工事、美術館ウッドデッキ修繕工事の現場視察を行いました。

以上、総務振興常任委員会に付託されました10議案は、慎重審議の結果、それぞれ異議なく可決しました。

令和5年3月17日。総務振興常任委員長、久村昌司。津奈木町議会議長、川野雄一様。

○議長（川野 雄一君） 総務振興常任委員長の報告が終わりました。

次に、教育住民常任委員長の報告を求めます。教育住民常任委員長、上村勝法君。

○教育住民常任委員長（上村 勝法君） 教育住民常任委員長報告を申し上げます。

3月3日の本会議において、当委員会に付託されました案件について、8日間にわたり、審議を行いましたので、審査の経過とその結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました議案は、議案第8号、議案第9号、議案第12号、議案第14号か

ら議案第17号、議案第19号から議案第21号、並びに議案第23号の11議案であります。審議にあたっては、担当課長、課長補佐、班長及び担当者の出席を求め、慎重審議しましたので、その結果を報告いたします。

まず初めに、議案第8号「津奈木町立幼稚園の閉園に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」の審議結果を申し上げます。

慎重審議の上採決した結果、全会一致で可決しました。

次に、議案第9号「津奈木町報酬及び費用弁償条例及び津奈木町附属機関の設置に関する条例の一部改正について」の審議結果を申し上げます。

慎重審議の上採決した結果、全会一致で可決しました。

次に、議案第12号「津奈木町国民健康保険税条例の一部改正について」の審議結果を申し上げます。

慎重審議の上採決した結果、全会一致で可決しました。

次に、議案第14号「津奈木町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」の審議結果を申し上げます。

「家庭的保育事業とはなにか。認可保育園や小規模保育所等で行う保育も対象となるのか。」との質問に対して、「家庭的保育事業とは、認可保育園や小規模保育所等で行う保育ではなく、主に0歳から2歳児の子どもを保育者の居宅等での保育を行う事業になる。」との答弁でした。

慎重審議の上採決した結果、全会一致で可決しました。

次に、議案第15号「津奈木町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」の審議結果を申し上げます。

慎重審議の上採決した結果、全会一致で可決しました。

次に、議案第16号「津奈木町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」の審議結果を申し上げます。

慎重審議の上採決した結果、全会一致で可決しました。

次に、議案第19号「令和5年度津奈木町一般会計予算」中、住民課、ほけん福祉課及び教育課が所管する科目について審議を行いましたので、その結果を申し上げます。

歳出について報告します。

款2総務費、徴税費の賦課徴収費で、「家屋評価業務委託料は新築家屋を評価するものとの事だが、令和5年度は何件程度になるのか。また、例年どのくらいの数になるのか。」との質問に対して、「令和6年1月1日までに完成しているかを調査することになり、現在数は把握できていない。今後、現地調査や登記簿等で把握していきたい。また、例年20件程度となっている。」との答弁でした。

款3 民生費、社会福祉費の社会福祉総務費で、「地域見守り推進事業は、600万円を超える部分を社会福祉協議会で対応するのはなぜか。」との質問に対して、「水俣病対策事業で9割補助となっており、歳入で500万円計上している。今後、人件費等が増えてくるため、上限の必要性について査定を受け、協議した上での予算額である。」との答弁でした。

老人福祉費で、「緊急通報システム事業で、対象者在宅一人暮らしの高齢者人数は何人か。また、対象者となる障害者等の基準はどのようになっているのか。」との質問に対して、「65歳以上の一人暮らし高齢者数は275人程度である。また、基準については、身障者手帳をお持ちの方や、ケアマネージャーからの相談等で申請を受けており、要介護度が高い方や、緊急時に自分で通報が難しい方のための事業となっている。」との答弁でした。

児童福祉費の児童福祉総務費で、「子育て世代包括支援センターの窓口はどこになるのか。」との質問に対して、「ほけん福祉課が窓口となる。今後、案内板等を設置して町民にわかるよう掲示していく。」との答弁でした。

児童福祉総務費で、「子ども家庭総合支援拠点について、現在の相談件数はどのくらいあるのか。また、会計年度任用職員給与で1人分計上されているが、この事業の専門として配置するのか。」との質問に対して、「相談は月に数件あり、児童虐待など複雑なケースが増えている。相談があれば、保健師と一緒に対応するが、相談者が来庁された際、対応できる職員が誰もいない状態が無いように専門として配置する。国の施策に基づき配置するもので、必要な人員設置と考えている。」との答弁でした。

児童福祉総務費で、「保育補助者雇上強化事業費補助金が計上されているが、現在、保育士は足りていないのか。また、保育士を雇った方が良いのではないか。」との質問に対して、「足りていない訳ではない。保育士の負担軽減や離職防止等を目的として、保育士の資格を持たない短時間勤務の保育補助員を配置できるようにする事業であり、保育士ではなく補助員として雇用する事業である。」との答弁でした。

保育園費で、「会計年度任用職員報酬について、今後津奈木保育園の民営化に伴い、現在の保育士で辞められる方はいるのか。」との質問に対して、「現在、保育士で退職を希望している方はいない。」との答弁でした。

款4 衛生費、保健衛生費の保健衛生総務費で、「新規事業の新生児聴覚検査助成金、21万円の内容は。」との質問に対して、「町の子ども医療助成金に対する県の補助対象年齢が拡充されることに伴う部分を財源として、出生児の聴覚障害の早期発見等を目的として、自己負担で実施されている検査費用を、新たに助成する事業である。」との答弁でした。

環境衛生費で、「海岸漂着物回収・処理業務委託料が計上されているが、主な漂着ごみは何か。」との質問に対して、「主な漂着ごみは流木である。」との答弁でした。

また、「流木の処理についてはどのように処理をしているのか。海岸漂着ごみのパトロール業務委託先はどこか。」との質問に対して、「大きな流木については、陸に揚げ、トラックに積み込める大きさに森林組合で切ってもらっている。パトロール業務及びごみ清掃は、漁協に委託し、運搬処理はイワモトに、流木切断作業は森林組合へ委託している。」との答弁でした。

清掃費の清掃総務費で、「売捌用ごみ袋の値段が上がるということだが、今後の傾向としてどうなるのか。」との質問に対して、「原油価格高騰や為替相場の変動等により不安定な状況である。」との答弁でした。

また、「ごみ袋の購入は、家計の負担が強いられるため、負担軽減の取り組みは考えられないのか。」との質問に対して、「新たなごみ袋製作事業所の製品導入や、ごみ袋の統一化等を検討していく。」との答弁でした。

清掃総務費で、「不法投棄回収運搬処理業務委託料が計上されているが、不法投棄の件数は増えているのか。また、どういった場所に投棄が多いのか。」との質問に対して、「令和3年で18回の回収実績があり、例年同様の件数である。また、不法投棄は人目につきにくい場所に多く、対応としては啓発看板の設置、見回り等を行っている。」との答弁でした。

款9教育費、教育総務費の事務局費で、「奨学生選考委員会委員報酬費について、最近の利用者数はコロナ前とではどうなっているのか。利用者から健康診断書は提出の必要はないのではと指摘があった。日本学生支援機構では健康診断書は不要となっている。簡素化を検討できないか。」との質問に対して、「町の奨学生候補者選定基準に健康診断等により、就学に十分たえ得ると認められるものとあり、現在、提出を求めている。選考委員会で協議したい。」との答弁でした。

小学校費の学校建設費で、「体育館屋根等大規模改修工事とあるが、体育館の内壁や床の改修工事は検討しないのか。」との質問に対して、「現段階では、内壁や床の使用は問題なく、工事をしなくても良いと判断した。今回は、内部においてはトイレの工事がメインになる。避難所として使用された経緯もあり、男女トイレを隔てる壁の上部が開いている点や、段差や狭さを改善するための工事を行う。」との答弁でした。

中学校費の学校管理費で、「心の教室相談員報償金について、相談員への相談はどのような状況か。」との質問に対して、「子どもたちが気軽に相談できる環境になっている。また、いじめ対策会議でも協議の上、教育委員会とも情報を共有している。いじめの件数は6件で、ホームページで公開し、早期発見に努めている。」との答弁でした。

中学校費の学校建設費で、「屋外螺旋階段塗装等工事で、塗装とあるが、新しくした方が良いのではないか。」との質問に対して、「業者と協議した結果、安全性は問題ないとの事だった。新しく作り直すと、1,000万円を超えるとの事だったので、今回は塗装と校舎とのつなぎ目

を補強する工事に対応する。」との答弁でした。

保健体育費の体育施設費で、「多目的コート照明改修工事は照明だけの改修工事だが、フェンス等の改修は安全面から大丈夫なのか。また、利用状況はどうなっているのか。」との質問に対して、「フェンスについては、危険性はないが再度確認を行う。また、利用状況だが小中学生のサッカークラブと、一般のフットサルチーム2チームが利用しており、町内の人の利用率は、サッカークラブは2割程度で、一般のフットサルチームはほとんどが町内の方である。」との答弁でした。

給食費の学校給食施設費で、「学校給食費補助金があるが、給食については宇城市がふるさと納税により無償化になる。現在、全国の3分の1の自治体が無償化しているが、津奈木町は無償化にならないのか。」との質問に対して、「現在、給食費の約半額を補助している。無償化は子育て支援のひとつとして検討していきたい。」との答弁でした。

慎重審議の上採決した結果、議案第19号「令和5年度津奈木町一般会計予算」中、教育住民常任委員会所管分については、全会一致で可決しました。

次に、議案第20号「令和5年度津奈木町国民健康保険事業特別会計予算」について審議結果を申し上げます。

歳出について報告します。

款2保険給付費、高額療養費の一般被保険者高額療養費で、「予算額が700万円減となっているがなぜか。」との質問に対して、「例年の実績が5,000万円程度で推移しており、昨年度より減額した見込額で計上している。」との答弁でした。

款6保健事業費、特定健康診査等事業費の特定健康診査委託料で、「令和3年度の国保人間ドックの利用者と受診率はどの程度だったのか。また、今年度は集計中で未確定だと思うが、町民から受診できなかったとの意見はきていないのか。」との質問に対して、「令和3年度の受診者は300人枠のうち、224人である。今年度から、前年度受診していない人を優先することにした。各受診医療機関には受け入れの上限があり、定数を超えた際に受診できない人が発生している。定数に満たない医療機関を希望された場合は受診可能である。窓口には様々な意見が寄せられるが、幅広く受診を促すために担当者と検討し、進めていきたい。」との答弁でした。

慎重審議の上採決した結果、全会一致で可決しました。

次に、議案第21号「令和5年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計予算」について審議結果を申し上げます。

歳入について報告します。

款1後期高齢者医療保険料で、「対象人数は何人か。また、昨年と比べ増減はあるのか。」との質問に対して、「対象人数は1,112人となっている。昨年より28人増加しており、対象

人数のピークは、令和7年で2年後となる。」との答弁でした。

慎重審議の上採決した結果、全会一致で可決しました。

次に、議案第23号「令和5年度津奈木町介護保険事業特別会計予算」について審議結果を申し上げます。

歳出について報告します。

款2保険給付費、介護予防サービス等諸費の介護予防住宅改修費で、「年間の住宅改修件数はどれくらいか。また、費用の上限額はいくらか。」との質問に対して、「令和4年度は43件で、上限額は一人当たり総費用額20万円となっている。」との答弁でした。

特定入所者介護サービス費で、「特別養護老人ホームの施設入所希望の待機者は何人か。また令和7年頃をピークに高齢者数が減少するとのことだが、介護保険事業の検討をしているのか。」との質問に対して、「待機者は、あけぼの苑で30人程度となっている。令和5年に様々な調査等を実施し、第9期介護保険事業計画を作成する。待機者のために施設を増設するかどうかは、人口の推移を考慮して判断したい。」との答弁でした。

また、「特定入居者介護サービス費が昨年と比べ減額しているのはなぜか。」との質問に対して、「要介護1から5の利用者が減少しており、減少率を考慮して計上している。」との答弁でした。

款3地域支援事業費、包括的支援事業・任意事業費で、「生活支援体制整備費に生活支援体制整備事業委託料や生活支援ボランティア活動運営委託料などあるが、どのような支援を行っているのか。」との質問に対して、「令和2年度から行っている事業で、体が不自由な人や高齢者の一人暮らしなどを対象にして、草刈りや電気の球替え、食材の購入手伝い、ごみ捨てなど500円で1時間程度の作業を提供している。1年で30件程度を受付けている。」との答弁でした。

慎重審議の上採決した結果、全会一致で可決しました。

最後に現地視察の結果報告を致します。

平国たっしゅか塾、社会教育教室（陶芸教室）、多目的コート、津奈木小学校体育館・渡り廊下、津奈木中学校屋外螺旋階段等の現地視察を行いました。

以上、教育住民常任委員会に付託されました11議案について、慎重審議の結果、それぞれ異議なく可決しました。

これで報告を終わります。

令和5年3月17日。教育住民常任委員長、上村勝法。津奈木町議会議長、川野雄一様。

○議長（川野 雄一君） 教育住民常任委員長の報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 質疑なしと認めます。

ここで議場内換気を行いますので、5分間休憩を致します。10時50分から始めたいと思います。暫時休憩致します。

午前10時42分休憩

午前10時50分再開

○議長（川野 雄一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから、議案第6号から議案第25号までについて、順次、討論、採決を行います。
議案第6号津奈木町個人情報保護法施行条例の制定について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから議案第6号津奈木町個人情報保護法施行条例の制定についてを採決します。この採決は挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。議案第6号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川野 雄一君） 賛成多数です。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号津奈木町個人情報保護審査会条例の制定について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから、議案第7号津奈木町個人情報保護審査会条例の制定についてを採決します。この採決は挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。議案第7号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川野 雄一君） 賛成多数です。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号津奈木町立幼稚園の閉園に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから、議案第8号津奈木町立幼稚園の閉園に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決します。この採決は挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。議案第8号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川野 雄一君） 賛成多数です。したがって、議案第 8 号は原案のとおり可決されました。
議案第 9 号津奈木町報酬及び費用弁償条例及び津奈木町附属機関の設置に関する条例の一部改正について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 9 号津奈木町報酬及び費用弁償条例及び津奈木町附属機関の設置に関する条例の一部改正についてを採決します。この採決は挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。議案第 9 号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川野 雄一君） 賛成多数です。したがって、議案第 9 号は原案のとおり可決されました。
議案第 10 号津奈木町職員の定数に関する条例の一部改正について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 10 号津奈木町職員の定数に関する条例の一部改正についてを採決します。
この採決は挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。議案第 10 号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川野 雄一君） 賛成多数です。したがって、議案第 10 号は原案のとおり可決されました。

議案第 11 号津奈木町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 11 号津奈木町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを採決します。この採決は挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。議案第 11 号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川野 雄一君） 賛成多数です。したがって、議案第 11 号は原案のとおり可決されました。

議案第 12 号津奈木町国民健康保険税条例の一部改正について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから、議案第12号津奈木町国民健康保険税条例の一部改正についてを採決します。この採決は挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。議案第12号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川野 雄一君） 賛成多数です。したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号つなぎ美術館の設置及び管理運営に関する条例の一部改正について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから、議案第13号つなぎ美術館の設置及び管理運営に関する条例の一部改正についてを採決します。この採決は挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。議案第13号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川野 雄一君） 賛成多数です。したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号津奈木町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから、議案第14号津奈木町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決します。この採決は挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。議案第14号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川野 雄一君） 賛成多数です。したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第15号津奈木町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから、議案第15号津奈木町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決します。この採決は挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。議案第15号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川野 雄一君） 賛成多数です。したがって議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第16号津奈木町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから、議案第16号津奈木町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決します。この採決は挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。議案第16号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川野 雄一君） 賛成多数です。したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議案第17号津奈木町国民健康保険条例の一部改正について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから、議案第17号津奈木町国民健康保険条例の一部改正についてを採決します。この採決は挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。議案第17号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川野 雄一君） 賛成多数です。したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議案第18号津奈木町簡易水道条例の一部改正について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから、議案第18号津奈木町簡易水道条例の一部改正についてを採決します。この採決は挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。議案第18号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川野 雄一君） 賛成多数です。したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議案第19号令和5年度津奈木町一般会計予算について討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから、議案第19号令和5年度津奈木町一般会計予算を採決します。この採決は挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。議案第19号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川野 雄一君） 賛成多数です。したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

議案第20号令和5年度津奈木町国民健康保険事業特別会計予算について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから、議案第20号令和5年度津奈木町国民健康保険事業特別会計予算を採決します。この採決は挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。議案第20号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川野 雄一君） 賛成多数です。したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

議案第21号令和5年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計予算について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから、議案第21号令和5年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計予算を採決します。この採決は挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。議案第21号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川野 雄一君） 賛成多数です。したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

議案第22号令和5年度津奈木町簡易水道事業特別会計予算について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから、議案第22号令和5年度津奈木町簡易水道事業特別会計予算を採決します。この採決は挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。議案第22号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川野 雄一君） 賛成多数です。したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

議案第23号令和5年度津奈木町介護保険事業特別会計予算について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから、議案第23号令和5年度津奈木町介護保険事業特別会計予算を採決します。この採決は挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。議案第23号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川野 雄一君） 賛成多数です。したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

議案第24号令和5年度津奈木町恒久対策事業特別会計予算について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから、議案第24号令和5年度津奈木町恒久対策事業特別会計予算を採決します。この採決は挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。議案第24号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川野 雄一君） 賛成多数です。したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

議案第25号令和5年度津奈木町宅地造成事業特別会計予算について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから、議案第25号令和5年度津奈木町宅地造成事業特別会計予算を採決します。この採決は挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。議案第25号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長(川野 雄一君) 賛成多数です。したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

日程第21. 発議第1号 津奈木町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

○議長(川野 雄一君) 日程第21、発議第1号津奈木町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提出理由の説明を求めます。7番、久村昌司君。

○議員(7番 久村 昌司君) 発議第1号の提案理由を申し上げます。

令和3年に個人情報の保護に関する法律が一部改正され、本年4月から施行されます。法改正に伴い、議会が独自に議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利、利益を保護する必要があることから、本条例の制定を提案するものであります。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(川野 雄一君) 提出理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(川野 雄一君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(川野 雄一君) 討論なしと認めます。

これから、発議第1号津奈木町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。発議第1号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(川野 雄一君) 異議なしと認めます。したがって、発議第1号津奈木町議会の個人情報の保護に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第22. 発議第2号 津奈木町議会委員会条例の一部改正について

○議長(川野 雄一君) 日程第22、発議第2号津奈木町議会委員会条例の一部改正についてを議題とします。

本件について、提出理由の説明を求めます。5番、上村勝法君。

○議員（5番 上村 勝法君） 発議第2号の提案理由を申し上げます。

デジタル社会の実現に向け、政府はデジタル庁を創設するなど、国を挙げたデジタル改革を推進しています。本議会においても、議会運営に関わるデジタル化の一環として、昨年タブレットの導入に取り組みました。全国的にも議会運営のデジタル化が進む中で、委員会の開催においてオンラインでの対応を可能にするため、本条例を改正するものであります。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川野 雄一君） 提出理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから、発議第2号津奈木町議会委員会条例の一部改正について採決します。

お諮りします。発議第2号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。したがって、発議第2号津奈木町議会委員会条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第23. 議員派遣の件

○議長（川野 雄一君） 日程第23、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件はお手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

なお、議員派遣について、期間等やむを得ず変更を生じる場合は、議長に一任願いたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。したがって、議長に一任することに決定しました。

日程第24. 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

日程第25. 総務振興常任委員会の閉会中の継続調査の件

日程第26. 教育住民常任委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（川野 雄一君） お諮りします。日程第24から日程第26までの、各委員長から提出がありました閉会中の継続調査の申出3件を一括議題としたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。したがって、日程第24から日程第26までを一括議題とすることに決定しました。

お諮りします。日程第24、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件、日程第25、総務振興常任委員会の閉会中の継続調査の件、日程第26、教育住民常任委員会の閉会中の継続調査の件は、申出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。したがって、日程第24から日程第26までは、各委員長申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定致しました。

ここで、暫時休憩します。

午前11時14分休憩

午前11時14分再開

○議長（川野 雄一君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

議事日程の追加を行います。

お諮りします。ただいまお手元に配付致しました追加議事日程のとおり、本日の日程に追加して議題にしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。したがって、議事日程を追加することに決定しました。

追加日程第1. 同意第1号 津奈木町監査委員の選任同意について

○議長（川野 雄一君） 追加日程第1、同意第1号津奈木町監査委員の選任同意についてを議題とします。

本案について提出理由の説明を求めます。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 同意第1号津奈木町監査委員の選任同意について、御説明申し上げます。

現監査委員である竹永正氏が、令和5年3月31日の任期満了を最後に御退任されることとな

りました。

竹永氏におかれましては、長きにわたり町政の発展に尽力いただき、その功労に対して深く感謝申し上げます。

竹永氏の退任に伴い、新たに北岡あつむ氏を選任するものです。

北岡氏は、長年にわたり津奈木町役場に勤務し、税務課長、振興課長などを歴任され、その堅実、実直な性格から公正な監査業務及び行政指導に寄与していただけるものと確信しており、監査委員として最適任であると考え、選任するものであります。

既に、本人の同意も得ておりますので、よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川野 雄一君） 提出理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから、同意第1号津奈木町監査委員の選任同意についてを採決します。この採決は挙手によって行います。

本件において、これに同意することに賛成の方、挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川野 雄一君） 挙手多数です。したがって、同意第1号は原案のとおり同意することに決定しました。

追加日程第2. 同意第2号 津奈木町副町長の選任同意について

○議長（川野 雄一君） 追加日程第2、同意第2号津奈木町副町長の選任同意についてを議題とします。

ここで関連のあります林田副町長には、退席を願います。

〔副町長 林田 三洋君退場〕

○議長（川野 雄一君） 本案について、提出理由の説明を求めます。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 同意第2号津奈木町副町長の選任同意について、御説明申し上げます。

現副町長の林田三洋氏は、令和5年3月31日に任期満了となりますが、行政経験が豊富で、住民、町民からの信頼も厚く、最適任者であると認められますので、引き続き林田氏を選任した

いため、地方自治法162条の規定により議会の同意を求めるものでございます。

よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川野 雄一君） 提出の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから、同意第2号津奈木町副町長の選任同意についてを採決します。この採決は挙手によって行います。

本件において、これに同意することに賛成の方、挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川野 雄一君） 挙手多数です。したがって、同意第2号は原案のとおり同意することに決定しました。

ここで、林田副町長の入場を認めます。

〔副町長 林田 三洋君入場〕

○議長（川野 雄一君） 以上で、本定例会の日程は全て終了しました。

これで、令和5年第1回津奈木町議会定例会を閉会します。

午前11時21分閉会

○議長（川野 雄一君） ここで、町長から発言の申出がっておりますので、これを許します。

町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 議長のお許しを頂きましたので、閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

3月3日に開会されました第1回定例会も15日間にわたって慎重なる御審議をいただき、令和5年度当初予算をはじめ、条例改正など大変重要な案件を御議決賜り、誠にありがとうございました。

また、本日追加提案致しました人事案件につきましても、御同意を賜り、心から御礼を申し上げます。

会期中にいただきました当初予算等に対する御指摘は真摯に受け止め、議員の皆様にご納得いただける事業展開を行ってまいりたいと思います。

ところで、新型コロナウイルスの影響で長く続いていましたマスク着用の生活も、3月13日から緩和され、新たな基準が示されました。

これによりマスク着用の強制はなくなり、これからは個人の判断となります。

勤務時間においても、それぞれの企業のコンプライアンスに委ねられることとなりますが、いまだ感染のリスクがなくなったわけではありません。

2月末に行われた毎日新聞のアンケートでは、マスクを常に外すと答えた方は、全体の8%にすぎず、しばらくは常時携帯し、状況に応じて着けたり外したりすることとなる模様です。

さて、明るいニュースでは、今期からアビスパ福岡に入団したJリーガーとして活躍が期待されている本町出身の鶴野怜樹選手が、デビュー戦で初ゴールを決め、これが決勝点となって福岡が勝利しました。

今後も、この持ち前のスピードで活躍していただき、ぜひ次のワールドカップを目指していただきたいというふうに思います。

外をながめると春の香りが漂い、町が淡いピンクに彩られる美しい時節柄となりました。

本年は、統一地方選挙の年、4月になりますと、議員の皆様方の町議会議員選挙が行われます。立候補を予定されている現職の皆様方には、再びこの議場でお会いできますことを確信しております。

また、今回限りで御勇退される方におかれましては、長い間、町政発展に御貢献くださいましたことに対しまして、心より感謝申し上げますとともに、敬意を表する次第です。

今後も津奈木町の発展のために御指導を賜りますことをお願い申し上げ、御礼の言葉に代えさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（川野 雄一君） 閉会の御挨拶を申し上げます。

令和5年第1回定例会におきまして、令和5年度当初予算をはじめ、多くの議案が上程され、議員各位の慎重なる審議の結果、全案件、原案のとおり議決を見ましたことは、議員各位の御精励によるたまものと感謝申し上げます。

大きな爪痕を残した令和2年7月豪雨災害は、国や県などの御助力を頂きながら、執行部による迅速な対応によって町内多くの箇所において復旧、復興が感じられるようになりました。

このような中、応急仮設住宅での避難を余儀なくされていた全ての方々が、本年5月には、元の生活に戻られる予定であるとの報告を受け、大変喜ばしく感じているところであります。

また、私たちの生活を一変した新型コロナウイルス感染症は、政府指針として5月に2類から5類に引き下げられることから、アフターコロナの対応が急がれる中、コロナ対策にあわせて生活必需品や燃料などの物価高騰もあり、住民生活は疲弊しています。

今回、令和5年度当初予算が可決しましたが、子供から高齢者に至るまでの全ての住民が安心

して日々の生活を送れるよう予算の執行は速やかに行っていただき、町の活性化並びに住民幸福度の向上につなげていただきたいと思います。

議会と致しましても、行政と一体となって住民全体の福祉の向上に向け、たゆまぬ努力を行っていく所存であります。

厳しい冬の寒さを乗り越え、温かい日差しの中、4月には町議会議員選挙が行われます。再びこの議場でお会いできますことを願っております。

議員各位、また、執行部におかれましては、健康に十分留意され、町政の推進に御協力を賜りますようお願い申し上げ、閉会の御挨拶と致します。どうも、御苦勞さまでございました。

午前11時27分終了

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 川野 雄一

署名議員 久村 昌司

署名議員 柳迫 好則

